

第七回国会 建設委員會議録 第二十三号

(六一三)

昭和二十五年四月八日(土曜日)
午前十一時十三分開議

出席委員

委員長 長澤利三郎君

理事 内海 安吉君 理事 田中 角榮君

理事 内藤 隆君 理事 松井 豊吉君

理事 前田 榮之助君 理事 砂間 一良君

理事 篠森 順造君

池見 茂隆君 大西 弘君

瀬戸山 三男君 高田 弥市君

西村 英一君 八百板 正君

小松 勇次君 増田 連也君

出席政府委員

建設事務官

(住宅局長)

伊東 五郎君

委員外の出席者

建設事務官

(住宅局住宅企画課長)

前田 光嘉君

衆議院参事(法制局第二部長)

福原 忠男君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

四月七日

委員宮原幸三郎君、上林與市郎君及び中崎敏君辞任につき、その補欠として宮崎靖君、佐々木更三君及び前田榮之助君が議長の名で委員に選任された。

同月八日

理事上林與市郎君の補欠として前田榮之助君が理事に当選した。

四月六日

建築士法案の一部修正に関する請願(三池信君紹介)(第二二二二号)

第一類第十六号

建設委員會議録

第二十三号 昭和二十五年四月八日

老朽不良住宅修理に関する請願(砂間一良君紹介)(第二二六九号)

小林町、須木村間県道中津谷峠にトネル開設の請願(小山長規君外五名紹介)(第二二七五号)

国道東海道改良に関する請願(江崎真澄君紹介)(第二二八九号)

木曾川改修事業促進に関する請願(江崎真澄君紹介)(第二二九〇号)

新荒川右岸堤防補強工事促進に関する請願(天野公義君紹介)(第二二九一号)

江東区内改良下水道本管敷設工事促進に関する請願(天野公義君紹介)(第二二九二号)

利根川の治山治水対策確立に関する請願(小平久雄君外九名紹介)(第二一九四号)

住宅金融に関する請願(小川原政信君紹介)(第二二〇四号)

同(足立龍郎君紹介)(第二二二七号)

同(有田喜一君紹介)(第二二三八号)

同(佐々木盛雄君紹介)(第二二二九号)

同(宮本地英俊君紹介)(第二二四〇号)

河辺村地内加茂川並びに吉井川左岸改修工事促進の請願(大村清一君紹介)(第二二六六号)

県道大茅長浜線改修工事促進に関する請願(高橋英吉君紹介)(第二二二八号)

住宅金融公庫法案に関する請願(吉武恵市君紹介)(第二二二〇号)

安芸郡下の水害復旧に関する請願(長野長廣君紹介)(第二二三二二号)

仁淀川下流に堤防築設の請願(長野長廣君紹介)(第二二三四号)

柳瀬川治水工事促進の請願(長野長廣君紹介)(第二二六二二号)

仁淀川中流及び柳瀬川を直轄河川に編入の請願(長野長廣君紹介)(第二二六三三号)

佐川町から橋原村を経て宇和島に至る県道開設の請願(長野長廣君紹介)(第二二六四四号)

松葉川、橋原河川間県道改修の請願(長野長廣君紹介)(第二二六五五号)

木曾川改修事業促進に関する請願(木村公平君外五名紹介)(第二二七〇号)

山口県管木屋川利水事業に関する請願(田中幾平君外一名紹介)(第二二七六六号)

狩野川放水路開通、計画反対に関する請願(遠藤三郎君外一名紹介)(第二二二〇〇号)

市之瀬川に砂防工事施行の請願(八木一郎君紹介)(第二三〇六六号)

の審査を本委員会に付託された。

同月七日

災害復旧費全額国庫負担の陳情書(東京都千代田区丸の内三丁目一番地東京都議会議員長石原永明外九名)(第七三七七号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

住宅金融公庫法案(内閣提出第一五二二号)

建築士法案(田中角榮君外六名提出、衆法第一五五号)

旧軍港市転換法案に対する申入れに関する件

○議決委員長 これより会議を開きます。

建築士法案を議題といたし、質疑に入り。質疑の通告がありますからこれを許します。砂間一良君。

○砂間委員 提案者に御質問いたしますが、第一條に建築物の質の向上に寄与させることを目的とするということがあり、この質の向上という点に關連して質問いたしますが、従来の建築等においては、設計者と工事を実際に施工する人と同一人がやる。たとえば大林組とか鹿島組とか、あるいは大土建築者がありまして、自分のところで設計すれば施工もする。そのために工事をこまかしたり、不正をやりました。設計の面ではりつばなものをつくつておいても、実際の施工について手を抜いたり、材料の不正をやつたりして設計通りに工事ができないというふうな点がしばしばあつたと思うのです。従いまして、設計に対してあくまで責任を持たせるためには、設計と施工とを分離するということも必要かと考えるのであります。その点がこの法律案によりますと、あまり明確になつておらないように思うのであります。ことに第二十一條におきましては、建築士は設計及び工事監理を行うほか建築工事の契約に関する事務とか、工事の指導監督等、相当施工の面までやつて行けるようになつて

いるように思われます。そういう点を建築物の質の向上という点から考えまして、提案者の方はどういふふうにお考えになつておるかということをお尋ねいたします。

○田中(角)委員 砂間君に御答弁申し上げます。

御承知の通り、建築物の質を向上するためには、設計及び監理その他施工の面に大別せられるわけであり、施工の面に対しましては、当委員会を通りましたところの建設法があり、その中で、施工面は法律において適正が保持せられておるわけであり、しかし現在までには設計及び工事監理に對しては法律がなかつたので、これを適正に調整をするということができなかつたわけであり、その面におきましてこの建設法に對応いたしまして設計及び監理の適正合理化をはかるために、設計並びに工事監理を行う人たちに對してこの法律を規定したわけであり、しかもただいま砂間君が申されたように、設計も施工も同時に進行業者との区別ということがありますが、これはある工事に同じ業者が設計も行い、工事監理も行い、しかも施工を行うという場合、施工の面については建設法の命するところによつて調整されるのでありますし、なおその上に設計並びに工事監理に對しては本法によつて調整をせられるということになりまして、これが設計業者と施工業者をわけなければならないというこ

とは、注文主の自由意思にまかすべきであつて、實際面に對してはこの法律目的を達成することが出来る。かように考へております。

○砂間委員 官庁などで設計いたしました、そうしてそれを民間の事業者に請負して施工するという場合には、ある程度建築士が責任を持つて工事を監理することによつてできると思ふのでありますが、民間の業者団体などが自分で設計もし、引受けて建築を施工するというような場合には、この不正の防止という点については防げない。そういうような点で、私は設計と施工とはつきりわけた方が、責任の所在が明確になつていいのじやないかと思ひますけれども、これは意見になりますので、この点あとに保留いたしておきます。

次に第四條の一級建築士、二級建築士の免許についてでございますが、この免許の基準というものは、何を基準にしてされるか。一級建築士は建設大臣、二級建築士は都道府県知事ということになつておりますが、基準が明確になつておりませんと、いろいろ弊害が起りやすいのじやないか。顔や情状によつて免許を與えたり、あるいは賄賂、請託等によつてえこひいきなことをやるという点が出て来やすいのじやないかと思ふのです。あとの方に試験の規定もありませんけれども、一応この法律によつてこういふつきりした資格を與える以上は、その基準を法律の明文の中に、ある程度はつきりしておいた方がいいんじやないかと思ふのですが、その基準の点についてはどうお考へになつておられますか。

○田中(角)委員 お答えいたします。

この法律に規定するところの建築士は、御承知の通り一級、二級建築士にわけております。もちろんこの一級、二級建築士になるためには、一定の試験を行ふことになつております。試験の基準は法文にも書いてございまして、一級の受験資格、二級の受験資格にわけております。なお一級、二級にわけるといふのは學歷と一つは実務経験、年数によつて一級、二級の受験資格に明確なる線を引いたわけでありま。但し本法が施行になりますと、第一回の者に対しては、現にこの種業務を行つておる人の救済ということも考へなければならぬのでありまして、この種法案の通例としております経過規定を設けて、一級、二級の建築士には第一回だけは経過規定によつて、試験を行わずして資格を與えるということになつておるわけでありま。

なお砂間委員が申された通り、そのときに情状その他によつて資格を與えるというやうなことがないかというお問いであるやうであります。その場合、一級建築士はもろん學歷、実務経験等に対しては、試験を行つと同様な大體の規定を盛つておるわけでありま。なおこの中で砂間君の疑問とせられておる点は、選考によるもの、建設大臣の認定によつて資格を與えらるるものについての御質問であると思ふのであります。これは私も前に提案理由を説明いたしましたときに申し上げました通り、実務経験十五年以上というものは、ただ単に大工さんを十五年やつておるとかいうものではなく、

現在東京都、大阪府條例によつて行われておりますところの建築代理士の試験を通じて、かつ建築に對して十五年以上の実務経験を有する者と云ふやうに考へておるわけでありま。だからこの法律施行におきまして、資格を付與するについての不正といふこととき疑義は生じないと思つております。

○砂間委員 この附則に経過規定がありますので、最初にこの建築士の免許を受ける者については、相当救済規定がなされると思ふのですが、將來この法律がずつと実施されて行つた場合に、おいては、受験資格が相当限定されておりますので、やはり學歷偏重といふことになるおそれがあるのではないかと考へておりますが、その点はどうですか。

○田中(角)委員 お答えいたします。第一回の経過規定によりまして現在やつておる人々は救済できるものであります。第二回目からは學歷偏重になりはしないかという御懸念であるやうであります。この法律の目的が建築の質の向上をはかり技術的高水準をねらつておるというのを考へますときに、實際資格を付與してよろしいといふ人たちに對しても、相当高度な技術的水準を求められることは當然であると思ふのであります。しかしこの法律を施行するにあつて、現在やつておる人の中、實際力を持ちながら資格を付與せられないといふことは大きな問題であります。これから第二回目以後の試験において資格を付與せられるという場合は、いわゆる學歷と経験年数といふものが並立して條件になつておるのであります。この経験年数を

経た者は、學歷が全然なくとも、当然一級、二級の建築士を受けられるのであります。特に年齢の若い人等に對しましては、二級建築士の試験を受け、ある一定の年限を経ると一級建築士の受験資格が自動的に與えられるのであります。その御懸念もないのではないかと云ふやうに考へております。

○砂間委員 この法律ができて、建築士がみな届け出て、建設大臣や都道府県知事のところに名簿が置かれることになるわけ。そうして建築事務所を持たなければ仕事ができないやうになるということになりますと、勢い大きな建築事務所を持つておる人に仕事が集まる、集中されて行つて、中小の建築士が非常に圧迫されて行くといふ心配があると思ふのですが、そういうことはどうですか。

○田中(角)委員 これは免許ではなくて届出でありますから、その事業をやつて行く上において力のあるところへ仕事が集まつて行くといふことも考へられるのですが、これは全然個人の營業の問題であつて、この法律によつてそういうことになるといふことはないと思ひます。もちろん一級、二級建築士がおりますから、一級建築士のところに仕事が集つて行く、二級建築士は大体において仕事が一級建築士よりも少くなるのじやないかといふことは考へられるのですが、いわゆる一級建築士でなければ行えないといふ建築物の量といふものは特殊のものであるだけに、非常に少いのである。しかも二級建築士の行ふものは非常に多いのである。なお、二級建築士よりも、現在の

三十坪制限住宅といふやうなものであれば、この致の方が多いといふことであるから、事業が一級二級の建築士にわたつたから一級の方へ片寄るのではないかと云ふことも考へられないと思ふのですが……

○淺利委員長 ほかに御質問ありませんか。

○西村(英)委員 二、三御質問をいたします。第一に建築士の免許であります。一級、二級にわけておられますが、一級は建設大臣がやる、二級は都道府県知事がやる、こういうことになつておりますが、これを國家試験でやるのでありますから、一級も二級も建設大臣がやるというやうにしてはどうか、こう思ふのであります。おの／＼その場合に利害得失はあるでありますが、二級建築士を各府県知事がやるということは、いい点があるかもしれませんが、やはりこの法案の第一條の目的を達成せしむるために相當に嚴格な試験をする、しかも平等な試験を課する、こういうふうにした方がいんじやないかと思はれるのですが、この点について、提案者の御説明を願ひます。

○田中(角)委員 お答えを申し上げます。ただいまの御質問非常にこもつともだと思つております。しかし現在御提案をいたしております法律案は、一級建築士は建設大臣、二級建築士は都道府県知事が試験を行ふということになつておりますが、條文をこらんになるとおわかりになるやうに、いわゆる一級建築士と二級建築士との内容を考へてみますときに、一級建築士は大体において建設大臣所管で都市に建てら

れる建物及び非常に高度の技術水準を要するものというようなことが考えられ、二級建築士は各地方別によつて、その地方の特殊性を相当加味したものが対象になるわけであり、その意味において第一となつて国家試験を建設大臣が行う方がよろしいといふことも十分考えられるのでありますが、この法文によりますと、建設大臣が中央建築士審議会の立案による二級の試験基準を、各府県の二級建築士の試験に對し、指示をいたして、この試験を法律上の各地方で地方長官が行うといふことでありまして、この法律による試験制度そのものも、あなたが今御主張になりました建設大臣が、單一に国家試験を行う方がいいのではないかと、一考して、実質的には何らかわらないかと考へております。ただ、この二級建築士の試験に對し、建設大臣が各地方別の特殊な事情を全部集めて、これを加味して行うよりも、二級建築士に對し、地方別の特殊な事情もあつたので、大体の基準を中央建築士審議会の線に沿つて、統一した線を建設大臣が都道府県に指示をして、なおその上に各府県で特殊な事情を加へるべきものは各地方で加へる。そういうことをするためには、二級建築士試験は都道府県知事が行う方が適當ではないか、こゝういふような意味で二つにわけたのであります。

○西村(美)委員 今の御説明ですと、都道府県知事がその試験手続をやるようになつておるのですが、一定の基準を示してやると申しまして、都道府県知事が試験の合格その他をきめるのでありますから、各府県によつて二級建築士の實力に相當なレベルの相違ができるのではないかと。もし相違ができるのだとしますと、甲の県の二級建築士は、乙の県の二級建築士になるかなれないかといふような、極端な場合も出て来ると思ふのですが、その辺が手続上の問題等であれば、たゞ建設大臣がやりまして、各地方にわたつて試験をやればいいのであつて、特にこの第一條の目的を達成せしめるためには、建設大臣が統一にやつた方がいいのではないかと思ふのですが、これは意見の相違になるかも知れませんが、この辺重ねて御説明をお願いいたします。

○田中(角)委員 西村君の御意見非常にこもつともなものでありますが、私もこの問題に對して非常に研究したものであります。しかし、いまだに仰せられたように、各府県別に都道府県知事が行う場合、勝手に行うのはありません。大体のものは建設大臣がその基準を定める。すなわち中央建築士審議会の議によつて、建設大臣が行うわけであり、なお地方には地方建築士審議会がありまして、この審議会と中央との密接なる連絡も常にあるわけであり、これは法文の中には規定されておりましたが、この法案を初めて起草いたしました当時は、登録した業者から登録料を徴収して、建設省並びに各府県がいろいろの統制事務を行つておつたのであります。が、いろいろの経過を経て、御提出いたしました法律案によりますと、建築士が自由な意思によつて民主的にいろいろなものをやることとなつておられますので、結果的に言へば、建設省並びに府県がやるというような普通の法律と違つて、中央建築士審議会並びに地方建築士審議会というものが申核となつて、建築士会といふことがきまることが出来ると思ふのであります。そういうことを考えますと、それが主軸になつて実質的な試験の起案を行つた。ただ建設大臣がそれを地方長官に送るといふのでありますから、大きな差は出ないと思ふのであります。但し、厳密に申しますと、今仰せのように多少の差異はできると思ひますが、しかしこれを一つの線によつて国家試験を行つた場合、各地方別に特殊な事情を各府県別に出来るかといふと、これは出せない面が出て来るわけであり、各府県別に地方建築士審議会の起案によつて行つた場合は、その地域でもつて事業を行う場合非常に優位である。こゝういふことを考えますと、いづれにしろ一長一短があるものであります。その両面のプラス、マイナスを考へるときには、地方の特殊性も考へるし、特に中央集権的なものにしたくないといふことを考へまして、原案の通りにいたしましたわけであり、

○淺利委員 参考意見を聴取される場合を考慮いたしまして、建設省の伊東住宅局長、福原法制局第二部長が出席されておりますから、もし当局に向つての御質問がありましたら、あわせてこれを許します。

○西村(美)委員 ただいまの問題はそれくらいにいたしておきまして、次に附則にありますが、過渡的措置の問題ですが、これはただいまも提案者から話がありましたが、現在の過渡的な救済といふことのために、この附則にあるものを見ましても、相當寛大にやるのではないかと考へられるのであります。現在の救済を主眼におきますと、せつかく一級、二級と定めた建築士が、地方においてあつた、あんな者が、あいつ人でも一級になれるのか、こゝういふふうになつて、せつかくのりつばな資格に對して、悪い印象を與へることもあつたのではないかと考へるのですが、この辺についてどういふお考えをいたしておられますか。

またもう一つの問題は、この規定中、資格のところ、何年間実務に従事するといふことがいろいろうたつてあるのですが、この法律で実務の経験を有する者といふのは、設計と工事監理等を言うのであるかどうか。この二点を承りたいと思ひます。

○田中(角)委員 お答えいたします。まず第一点に對してのお答えであります。西村君が言われる通り、第一回の経過規定が、救済だけを目的としたしておるといふことであれば、これは本法律の目的を非常に阻害する場合があります。その意味では、それを十分勘案いたしまして、来年度に行つた試験に際しての受験資格よりも、現在経過規定によつて第一回の免許を與へる資格に對しては、一段と嚴重さを加へておるわけであり、なお現在事業を行つておる方々の中で、學歷を有しない方々、すなわち実務経験者といふことを規定しておるものであります。これに對しましては、大体十五年以上の実務経験を有する者といふのは、全然學歷のない、俗に言うところの中等学校令による学校及びそれに準ずる学校も出てはならないけれども、実務経験が十五年以上あるといふことを規定しておるのであります。これはただ建築士に對してと言いますと、大工さんといふ人も全部言われまして、私が考へておりましたのは、この種いふものの法律で規定するところのものを対象にして来ておるわけであり、これはすなわち設計監理、もつと具体的に申し上げると、私たちの考へておるものには試験があります。これは現在東京都及び大阪府で行つておる、いわゆる片断條例によつて行つております建築代理士試験を通じて、現に設計並びに工事監理の業務を営む者、しかも十五年以上の経験を有する者、これを規定いたしますと、いろいろの問題が起るので規定はいたしませんでしたが、こゝういふものを対象にしておるわけであり、特にこれが免許を與へる場合に對しましては、この代理士会その他の議を経て承認をせられた者が、当然免許を與へる試験の資格対象にならなければならぬ。こゝういふふうに規定しておるわけであり、なおその前にもう一條あるものであります。これは大体中等学校令及び専門学校令によるものに準ずる課程を修めた者といふのは、今までのこの種法律に對してはこの規定がなかつたのであります。非常に実情にそぐわなかつたわけであり、前に当委員会でもいろいろ問題になりました測量士の問題もそうであり、大学令による学校、旧専門学校令による学校、旧中等学校令による学校といふことも考へられますが、特に土木建築に關しましては専門学校令によらな

い者、それから中等学校令によらない者で、実際はそれ以上に第一線に大きな地歩を占めておられる人が非常に多いのであります。たとえば専門学校令によるものにならうものといいたし、早稲田、日大、政大、中央といふような高等学校の類があり、なお中等学校令によらないものの中では、築地の元工手学校、政大工学校、早稲田工学校、蔵前の工学校、中央工学校、早稲田、日大の工学校、こういうものがあるわけであり、ところが今までの法律では、ほとんどこれが試験を受けなければ、この種の学校というものは対象になつておらなかつたのであります。この法律ではそれを拾ひ上げて、正規の学校を受けた者よりも多少実務経験の年数をふやして、これも試験の対象にしようとしたわけであり、高度の技術を求めるといふ面にも反せず、かつ救済規定に照して、今後この法律案の目的を阻害するといふことのないように十分注意をいたしたわけでありま

す。
○西村(案)委員 大体わかりました。端的にお尋ねいたしますと、経過規定にありましては、今申しました、建築に關して十五年以上の実務の経験を有する者——それで必ずしも學歷があるからといふことで云々すべきではなしに、真に力のある人を登用するのがあるという話ですが、実務の経験を有するといふことは、今申しましたように設計と工事監理をすることがその実務であると思ふ。たとえば建築行政をやつておるといふ人は、設計もしなければ工事監理もしないといふ場合が多

い。この建築行政をやつておる方は実務家とみなすかどうか。たとえ警察官に実務の方がいるとします。それは建築行政のみをやつておるといふことで、設計とかあるいは工事監理といふものをやつておらないのでありますから、この実務の経験といふのは、建築士の任務は設計と工事監理であるから、それを言うのかどうか、これを尋ねておるのであります。
○田中(角)委員 官庁等におきまして建築行政に携つた者の経験年数を算定した事になつております。但し土木建築の業を行つておつたといふことだけで対象にはしない。もつとはつきり申し上げますと、大工さんでもななでも、四十四、五以上の人は一級建築士になれるかと申しますと、そうではありませんが、これは常識的に考へても、第一回の試験を行つても当然入る得る、しかも現在それ以上の仕事を、法律によらなくても別の規定その他において行つておるといふ人を対象にしておるわけでありま

と申しますのは學歷とか実務の経験、そういうことは法律によつて規定されておりますけれども、その実務の経験などにつきましては、具体的にこの法案の趣旨に合うように規定して参らなければならぬので、それによりまして適格かどうかといふことが、かなり大幅に動いて来るのでありまして、従つて的確な数はなかなか推定しにくいのであります。大体現在でございますが、建築業界、それから建築の代理士とかいふものの中から、およその見当で考えますと一級建築士が全国で約一百万前後、二級の者が三百万前後くらいいじやないかといふように大体の推定を下してあります。

○西村(案)委員 提案者にも一つお尋ねいたします。第一條に「工事監理」といふ言葉が使つてあるのですが、この「工事監理」といふのは、工事の監督といふ以外に何か特殊な意味があるのをごさいますか、その点を伺ひたい。
○田中(角)委員 工事の監督といふことはもちろん含まれておるのでありますが、そのほかに、いわゆる施工者と注文主との間の事務、すなはち建築に關する事務といふものにあつせん等も含まれております。

○西村(案)委員 よろしゅうございませう。
○濤川委員 ほかには御質疑はありますか。
○瀬戸山委員 二、三質問をいたしたいと思ひます。本法の第一條にありますが、通り建築士の資格を試験その他によつて明定して、日本の建築物の質の向上をはかることはきつめて適切である。そこで本法には本日説明がありましたが、一級、二級の建築士をつくるというわけでありまして、そこで一級の建築士、二級の建築士を区別する、何と言いますか実績と言ひますか、一級の建築士にはどういふ仕事をさせる、二級の建築士はどうかといふものをやるのだといふことが必ず予定されなければならぬと思ひますが、これはあるいは建築基準法とかいふものが、今問題になつておるから、そういう方面で出て来るかもしれないけれども、少くともここで一、二級の建築士の法律をつくるに、どういふ仕事をそれ、建築士にさせるかといふことを大体明らかにしておかなければならぬと思ひます。提案者でも建設省当局でも、意見がありましたらどちらでもよろしいのですが、どういふ仕事を区別してさせるかといふことを明らかにしていただきたい。

○田中(角)委員 お答えいたします。一級建築士と二級建築士とつけた目的といふものは、いわゆる建築物に対する技術的な重要な度合いによつてわけたわけでありまして、そのためには、この一級建築士、二級建築士でなければできない設計または工事管理といふものに對しては、本法にこれを規定することが適當であつたのであります。御承知の通り建設省当局から建築基準法の提出が予定されておるので、でき得れば建築基準法と表裏一体とした法律として提案をする予定でありましたので、この種のこまかい規定は建築基準法に譲るつもりであります。なお建築基準法が技術的に提案をされないような場合には、必然的に別の法律案をも

つて規定せられなければならないわけでありまして、なお一級建築士、二級建築士にわけた実際のものを申し上げますと、一級建築士でなければならぬ場合、すなわち鉄筋コンクリート造、または鉄骨造等、木造以外の建築物で階数二以上または一棟の延面積が二百平方メートルを超えるものの建築物でありまして、増築または一部の改築で、その部分が一階で、かつ延面積が百平方メートル以下のものを除いた建築物を対象としております。次に木造の建築物で、階数が三階以上のもの、または一棟の延面積が五百平方メートルを超えるものの建築物を対象といたしてあります。しかしその場合、増築または一部の改築でその部分の延面積が二百五十メートル以下のものは、この対象から除いておるのであります。これは大体の基準でありまして、なお細目はこの法律案をつくりますときに十分研究を要する問題であると思つております。二級建築士の場合、鉄筋コンクリート造、あるいは鉄骨造でありまして、木造以外の建築物の建築といふことを対象にいたしております。なお一般につくつております木造の住宅その他、一級建築士でなければ行けないものの間の建築物を二級建築士の対象としておるわけでありま

す。
○瀬戸山委員 私がこれを問題にしたのは、この法律は一級、二級の建築士のそれぞれの資格要件を定める法律でありまして、どういふものをやらせるかといふことがはつきりしなければ、その資格でいかどうかといふことは問題にならない、審議ができない

と思ふのであります。そこで大体の説明がありましたが、建設省当局としては、まずそういうふうな構想の法律案を提出する意向であるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○伊東(五)政府委員 建設省としましては、この問題だけでなく、一般に建築物に関する現在の法律が非常に古いものであります。また現在戦災都市の復興、その他に適用いたしまして、いろいろの不便もありますので、かりに建築基準法といつておりますが、そういう法案を現在用意しております。今会期に間に合いますかどうかですが、今すぐに御確答を申し上げますことはできないのであります。本国会に提案できない場合におきましても、次の国会なり、一番早い機会に提案いたしたいと思つております。その際にこの建築士法案との関係は明らかにしたいと思つております。

○瀬戸山委員 先ほど提案者の御説明によると、普通のいわゆる一般住宅、木造建築、そういうものは別にこの一級、二級の建築士でなくてもできるといふことになることですが、どうですか。

○田中(角)委員 お答えいたします、一級建築士でなければできないものを申し上げますと、いわゆるこの法律案の目的が高度の技術的な要素を必要とするといふことを目的としたしてありますので、用途別に申し上げますと、学校、病院、診療所、劇場、映画館、公会堂、観劇場、集会所、百貨店、マーケット、公衆浴場、ホール、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、または自動車

車庫というように、特殊の建築物であつて、かつ強度的にも、建築物の構造といたしまして、特殊な技術を求められるものを一級建築士でやる、こういうふうに考えております。なおただいま申し上げました用途に供するものであつても、規模が非常に小さいといふようなものを二級建築士でもつてやる。なお、そのほかに技術的に一級建築士及び二級建築士でなければできないといふことを規定する必要があるもの、すなわち一般の住宅その他は、現在通り本法案によらずしてできるわけでありまして。

○瀬戸山委員 もう一つ確かめておきますが、ただいま御説明を受けましたような種類のものを、この資格要件のあるいわゆる建築士に設計、工事管理といふものをやらせるためにこういうふうにしたと、こういうわけでありまして、建設当局としてはさういふ考えで、今建築基準法を立案しておられるか、どうかを確かめておきたい。

○伊東(五)政府委員 この建築士の制度、それから特定の建築物の設計、管理については、建築士でなければいけません。こういう三條の規定であります。が、これとの関連性はありますが、しかし不可分のものではないと考えております。すなわち建築士の制度は、ある資格要件を備えた技術的能力を持つた者に対する、この法律に基づく公認の制度でありまして、それ自体によつて建築技術者の一般の信用程度を確認する。こういう意味合いがあるのでありますから、この三條によつて別に法律が設けられなければ、別に法律で定めるまでは、この建築士法は全然意味が

ないかといふと、そういうのではなくて、一応資格要件をきめまして、免許制度をとる、こういうことによつて一つの意味があると思ひます。さらにこの三條により別に法律に定めまして、これの建築物は一級建築士、これの建築物は二級建築士でなければ設計または工事監督ができない、こういう制限をいたしますことによつて、さらに法案の趣旨が徹底する、こういうことであらうと考えております。

○瀬戸山委員 次に第四條の一級、二級の建築士の資格免許であります。第三項に、外国の建築士免許を受けた者で、建設大臣又は都道府県知事が、それ以上一級建築士又は二級建築士と同等以上の資格を有すると認めるものは、前二項の試験を受けずに、一級建築士又は二級建築士の免許を受けることができる。となつておりますが、どういふわけであらうかといふことをさしたか、もしくはそれをどういふふうに認定してさういふことをされるかといふことを、立案者の気持を承りたい。

○田中(角)委員 お答えいたします。この種国家試験を行う法律案によりまして、外国の学校といふものを認定するのには非常にむずかしいので、この法律によりまして、受験資格に對しましては、建設大臣が特に認定した者といふ條項で、それは外国で土木建築の学校を修めた者も対象にできることになつております。ただいま申されまして第三項によりまして、建設大臣または都道府県知事が認定するといふ場合には、同等以上の人を認定するのであります。現在アメリカその他諸外国におきましては、建築士の制度を設

けております。現在のわが国の状況を考えますときに、わが国の建築に関する技術水準を直視して、大体において外国においてこの資格を持つておる者は日本でも認めてもいいのではないかと、こういう考えで認定をいたすことにいたしましたのであります。

○瀬戸山委員 次に第十四條は、一級建築士の受験資格、第十五條は二級建築士の受験資格であります。これについては一正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した者云々とありますが、建築に関する課程を修めた者は建築士、これは当然でありまして、土木に関する課程だけを修めた者が建築士となる点、土木学科の方はいろいろあると思ひますけれども、その点はどういふことで土木専門家に建築士を與えるかといふ理由をひとつはつきりいたしたいのであります。

○田中(角)委員 お答えいたします。現在の大学令による学校及び専門学校として修めることは御承知の通りであります。しかし専門的な技術面になりまして、課程を終えるまでには土木の課程を修める方がパーセンテージにおいて非常に多くなるというわけでありまして、なお建築の学科を修めた者も、基本学科として土木工学をやつておることも御承知の通りであります。しかも現実的な面を見ましたときには、土木工学を卒業せられた人で土木工学の面に進まずして、建築専門の技術面に働いておられる人が非常に多いのであります。これは官、民を問わ

ず、非常に多いことは御承知の通りであります。なおこの土木工学を専攻せられた者は、建築の正規の課程を経た者よりも建築に對しては多少うとくないかといふことも当然考えられるのであります。本法に規定するものは、建築の正規の課程を修めた者はそのまゝ、土木工学を修めた者は特に建築に關して実務経験四年もしくは二年の経験を有する者といふことを規定したのであります。これが結果においてはほとんど大差がない。しかも受験資格として正規の試験を受けるのでありますから、こういうふうな規定をしたことは、建築といふことに限定をせず、門戸を広く開いて、能ある人の登用の道を開いたといふ意味で規定したわけでありまして。

○瀬戸山委員 ただいまの御説明はわかりましたが、第一條に建築物の質の向上といふことがありますが、建築物はもちろん外郭を建てるばかりでなく、各種の方面から、衛生と申しますか、電気の照明と申しますか、そういうふうないろ／＼なものが全体的、有機的に向上されて建築物の質の向上といふことが特に日本においては必要であると思ふのであります。そこで日本建築学会の意見としても、建築、土木のほかに衛生工学、機械工学、電気工学を修めた者も建築士にしたい。資格要件はさういふようにしたい。さういふ意見もあるのですが、立案者としては、建築または土木に關する課程を経た者がさういふ点に知識があると、かように考へて立案されたものであるかどうか。もしくはさういふものは建築物の質の向上には必要

でない、こういうふうに考えて立案されたものであるかどうかをお尋ねしたい。

○田中(角)委員 お答え申し上げます。瀬戸山君の言われる通り、なぜ土木、建築の学科の修了者のみを対象にして、同じ建築部門であるところの電気工学並びに機械工学を修められた人を対象にしないかというお話であります。私たちが当然本法案を立案する過程におきまして、このようなことをはじめに考えて深く研究いたしましたのであります。しかし建築物の質の向上をはかるという本法の趣旨を直視するとき、私たちは初めには建築の正規の課程を終えた者のみを考えておつたのであります。ところが、だん／＼掘り下げて考えてみると、実際の調査をし、統計をとつた場合、現在の日本の状態においては、土木、建築といふものはほとんど渾然一体となつておるといふ実情もあつた。特に先ほど申し上げましたように、土木と建築の基礎知識といふものはほとんど同一でありますので、土木を含むことはさして本法立案の目的を阻害することにはならないといふふうに考えたのであります。そのために建築及び土木といふことにいたしましたのであります。その他附帯設備に関する機械、電気等を土木と同一に考えるかといふと、これには多少の異論があるかと思つてあります。建設工学的な面におきまして、電気、機械、衛生、工学等の学科まで土木建築と同日に論ずることが現在の段階においてはできるかといふと、これははなはだ疑問がある、こういうふうに考えておるわけでありす。当委員会に

おいていろ／＼御審議になつておられますところの水道法に関する問題に對しても、土木工学者が水道工学をあわせ行うことは、さしてむずかしいものではないけれども、衛生工学者がはたして土木工学全般に對しての考えを持ち得るかといふと、同日に論ずることとはできないといふことも一つ考えられておるわけでありす。なおこの衛生並びに電気、機械等に對しましては、本法に規定しなくとも、これが本法の目的とするところのいわゆる建築物の質の向上をはかるために必要なる法的措置は、別に機械、電気、衛生等に對しては、法律、條例、規則等によつて定められておりますので、それを建築士そのものに對しての受験資格を付與するといふ條件に加へることは妥當でないといふ結論に達して除いたわけでありす。

○瀬戸山委員 建築物の設計をし、工事の監理をする最高の責任者であります第一級、第二級の建築士でありますから、私は建築の専門家でありませんけれども、そういうところまで設計、工事の監督をするのではないかと考えますが、そういう知識がいらないと考へておられるのか、これで十分だと考へておられるのかをお尋ねしたい。

○田中(角)委員 お答えいたします。十分であると考へておるわけではあります。質の向上がまず第一段のステップでありまして、現在ただちに電気、機械、衛生工学等を土木建築と同等に考へて、これを同日に論じ、かつ資格を與える條件にしていふかといふと、私はそこにははなはだ疑問があると思ふのであります。なおこの土木建築に

関するものの基礎学科といたしましては、当然附帯設備であるところの機械、電気等の基礎学科は修めておるものであります。しかも資格試験を行う場合の受験資格として、一部の附帯設備、それも重要であることはもちろんであります。それを考へるために、ただちにその人たちが資格付與の対象にするといふことは、結果において逆の結果をもたらすのではないかと、こういうふうに認定いたしておるわけでありす。

○瀬戸山委員 やはり同じ第十四條、第十五條に關係した規定であります。第十四條は第一号から第三号まで、いわゆる受験資格の要件を定めております。第四号に「建設大臣が前各号と同等以上の知識及び技能を有するものと認める者」、第十五條も、二級建築士の條項を第一号、第二号で定め、三号に「都道府県知事が前各号と同等以上の知識及び技能を有するものと認める者」、かように立案されておりますが、それはどういふものを考へ、どういふふうにして認めるのか、その点をはつきりさして認めたかと思ひます。

○田中(角)委員 お答えいたします。第十四條及び第十五條に規定する認定の條項であります。これは先ほど瀬戸山君から御質問になられましたものに關連しておるのであります。日本以外の地、すなわち外国におけるこの種学校の卒業生といふことを対象にしておるわけでありす。しかしこれはいろ／＼むずかしい問題がございますので、實際はこういう條文にいたしまして、特に建設大臣が認定をするといふことにいたしましたわけでありす。

○瀬戸山委員 次に第八條について尋ねたいのですが、第八條は「禁こ以上」の刑に処せられた者、「建築物の建築に關し罪を犯し罰金の刑に処せられた者」、その二は「一級建築士又は二級建築士の免許を與えないことがあつて、運用の問題であります。第十條の建設の免許の取消し、その他これに關連した規定があるのであります。これは非常に問題でありまして、禁錮以上といふと、何と言いますか、いわゆる刑法の政治犯とか、行政犯とかいふ普通の犯罪よりも、多少かわつた犯罪に關して禁錮以上の刑が課せられておるのであります。第八條第二号「建築物の建築に關し罪を犯し罰金の刑に処せられた者」、現在實際の場面にあたりましたは、そういう人もたくさんあると思ひます。そうすると嚴重に免許を與えないといふことになる、相當な問題であると思ひます。そこで與えないことがあつてといふ含みのある規定にはなつておりますが、與えないことができるのではありません、事は法律運用であります。これについてはどういふふうな考へ方で立案されてあるか、こういう場合を私知つておる方もあるのではありませんが、これをすべてこの際免許を與えない、資格がないんだといふことになる、非常に困る場合があると思ひますが、これは立案者並びに建設當局の見解を確かめておきたい。

○田中(角)委員 お答えいたします。立案者といひまして、第八條の問題に對しては、非常な大きな関心を持つておるのであります。別の法律を見

ますと、こういう條項が日本の法律にはほとんど載つております。しかし私はこの第一号、第二号に對しては、私自身も相當疑義を持つておつたのであります。第二号の「建築物の建築に關し罪を犯し罰金の刑に処せられた者」といふのは、最後にあります罰則の條項をすつとごらんになるとわかるのであります。普通の罰則に對する考へではなく、「建築物の建築に關し罪を犯し罰金の刑に処せられた者」といふのは、もうどうにもならない。これは罰金をとらなければしうがないといふように認定せられるまでに、聴問をしたり、いろ／＼な手続をして、やむを得ないといふのが罰せられることに本法の罰則はなつておりますので、第二号の「建築物の建築に關し罪を犯し罰金の刑に処せられた者」といふ條項に對しては、私は大体これではないかといふ考へでおります。しかし第一号の「禁こ以上の刑に處せられた者」に對しては、いろ／＼疑義があるのであります。いろ／＼な法律に大体こういうことが書いてありますので、立案者といひまして、ただ單にそういうふうに考へたのであります。しかし私が提案理由を説明いたしますときに、第八條に關しては、一級建築士または二級建築士の免許を與えない者には次のごときものがあると申しましたが、これは速記録をとるかと思つておりました。これはそうではなく、この條文の通り、免許を與えないことがあつてと御釈願したいと思ひます。立案者の考へはそうでありす。なおこれに對しまして、建設大臣

または地方長官が免許の取消しを行うことになつてはおりますが、都道府県審議会並びに中央審議会が聴問を行つたり、懇切丁寧なる調査を行つた上で、その結果著しく不適当と思ふ者には許可を與えないというふうに立案者は考へておるのであります。

○伊東(五)政府委員 ただいまの点につきましても、この法律が施行になりますと、この運用については、特に一級建築士の免許を與えない、あるいは免許の取消し等につきまして建設大臣の責任でやることになるわけでありまして、大臣に答申するわけでありまして、本法案の根本的な趣旨から申しまして、一般の国民が設計監理を安心してゆだねられるかどうかという点にかかるとございまして、第一号については、人格的に信用ができるかどうかという点になりまして、第二号については、この建築法令を遵守するかどうかにつきまして、適当かどうかという点にかかつておると思つてございまして、禁錮以上の刑に処せられた場合でも、これは判断の余地があると思ひます。また建築に関する違反をやつて、罰金をとられたという場合に、ついても、いろいろの場合がございまして、本法案の趣旨にのつてつて施行して参り、また二級建築士の都道府県知事に対する指導につきましても、同様の考へをもつて施行に当たつたいと考へます。

○瀬戸山委員 ただいま懇切な御答弁がありましたので、実は安心いたしました。私が特にこれを問題にするのは、今日までいわれる建築制限令で

わめてきゆうくつになつておりまして、特に地方ではさうなきゆうくつな法律を適用しなくてもよろしいといふくらいにまで、きわめて峻厳に行われておつた関係上、いわゆる建築物の建築に關して罪を犯して、罰金を受けただ人が相当あると思ひます。実例もたくさんありますが、そういうものを一々取上げてやるという事になりまして、困ります。もちろんこれは審議会の議を経ていろいろやると思ひます。この運用については十分な関心をもち、適切な指導と言ひます。審議会の議を経ていろいろやると思ひます。この運用については十分な関心をもち、適切な指導と言ひます。

○田中(角)委員 ただいまの御質問にお答えいたします。この一級及び二級建築士の試験委員に關しましては、私たちも第一番目には、関係官庁の職員を三分の一、建築士三分の一、試験監督者を三分の一というくらいに考へて持つておつたのであります。アメリカその他の建築士法などの例等も研究いたしました結果、なお有力な御意見としても、当然この試験委員は官庁職員にゆだねるべきものではない、建築士が行うべきものであるというふうな御意見があつたのであります。私たち自身も、この問題に關しては、深く研究いたしましたのであります。一つにはこの法律案によつて資格を付與されるわけでありまして、官庁職員の中にも、当然建築行政の経験者並びに建築に關する技術者は、一級及び二級建築士になるわけでありまして、なお民間の人たちも、もちろん一級、二級の建築士になれますし、いわゆるこの種の試験を行うに適切であると認められる学者も、大体この方面の工学者であるので、当然建築士の資格は付與せられるわけでありまして、だから建築士とい

ゆる学識経験のある方等がそれ／＼試験委員に加わるべきであると思へておるのであります。しかしこの法律の建前からすると、原則はさうになつておる。やむを得ないときに学識経験者を加へるのだ、こういうような立法は今日までなかつたのであります。これに關してどういふ考へでございましょうか、また実際の運用については、建設當局はどういふ考へでおられるか、承つておきたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 御質問に答へさせていただきます。この一級及び二級建築士の試験委員に關しましては、私たちも第一番目には、関係官庁の職員を三分の一、建築士三分の一、試験監督者を三分の一というくらいに考へて持つておつたのであります。アメリカその他の建築士法などの例等も研究いたしました結果、なお有力な御意見としても、当然この試験委員は官庁職員にゆだねるべきものではない、建築士が行うべきものであるというふうな御意見があつたのであります。私たち自身も、この問題に關しては、深く研究いたしましたのであります。一つにはこの法律案によつて資格を付與されるわけでありまして、官庁職員の中にも、当然建築行政の経験者並びに建築に關する技術者は、一級及び二級建築士になるわけでありまして、なお民間の人たちも、もちろん一級、二級の建築士になれますし、いわゆるこの種の試験を行うに適切であると認められる学者も、大体この方面の工学者であるので、当然建築士の資格は付與せられるわけでありまして、だから建築士とい

う根本原則を立てておいて、実際の運用面においては、建築士であるけれども、官庁の職員の中で建築士の資格を持つておる者が幾らあるというふうな、運用面で考へたらいふのではないかと私たちは考へておられます。特に條文におきまして、官庁職員何分の一、学者経験者何分の一と規定せられると、実際の運用にあつたつては、その線が非常に嚴守せられるのであります。できるならば、原則として建築士でなければならぬということにしておいて、実際の運用において適正をはかつた方がよいのではないかと、いふふうな考へたがために、本條文の通り規定いたしましたわけでございます。

○伊東(五)政府委員 この運用につきましても、申すまでもなく提案者の御意圖に従つて、また国会の審議の過程におきましていろいろの御意見などを參照して運用して行かなければならぬと思つておりますが、建築士が建築士の試験委員になるということにつきましては、建築士の試験をする人は、試験を受ける人よりも同等以上の建築に關しての学識を持ち、また経験も持つていなければならぬという事は當然なことでありまして、原則として第二項に建築士の中からメイズヤーを委嘱するということは当然のことではな

いこととわれ／＼考へておるのであります。しかし実際の場合におきましては、これと同等以上の学識経験あるにかかわらず、一級の建築士に何かの關係でなつておらぬという場合におきまして、たとえば学校の建築に關する教授が建築士になつておらぬというやうな場合におきましては、これは建築士

ではありませんが、それと同等以上の学識経験ある者と見て、この人にお願いする、こういうこともあり得ると思ひますし、またそれで一向さしつかえないものも考へております。

○瀬戸山委員 以上で終ります。

○濤利委員 ほかには御質問はありませんか。お諮りいたします。これにて質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○濤利委員 御異議なしと認めます。よつて質疑は終了いたしました。

なお本日は本会議がありますけれども、住宅金融公庫法案等も会期切迫の折、審議を急いでおりますから、午後三時休会いたします。

午後一時半から再開いたします。

午後三時三十分休憩

午後三時三十分休憩

午後二時十六分開議

○濤利委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

建築士法案につきましてこれより討論に入ります。通告によりまして順次これを許します。砂間一良君

○砂間委員 私は日本共産黨を代表いたしまして、本法案に反対するものであります。本法案によりまして、設計と施工との分離ということが明確になつております。特に第十九條との関連において見ますと、他人が設計したものをほかの建築士が施工する場合において、それは自分の責任をもつて施工することができるといふやうな規定があります。これは実際の場面におきまして、大きな業者が工事なんかを請負つた場合において、たとえば官庁

やそのほかで設計した工事でありまして、それを自己の責任において変更し施工することができるといふことにもなるわけでありまして、これまで大きな請負業者等の工事につきましては、しばしば材料をこまかくとか、不正工事というふうなことがあるのでありますから、こういう点を防止するためには、設計と施工とはつきり分離する。そうしてそのおの／＼の責任を明らかにするといふことが必要であると思ふのであります。その点が本法案によりまして、明確になつておらぬのであります。これが反対の第一点であります。

次に第二点といつたしましては、やはり学歴偏重の傾向があります。建築士の資格のある者でなければ重要な建築はできないといふことになつておるのであります。この建築士の資格を得るためには、一級建築士の場合においては、少くとも旧専門学校以上の学歴を有し、また実地の経験を有する者でなければならぬ。二級建築士から一級建築士になるといふふうな資格の條件も一応与えられてはおりますけれども、その二級建築士の資格を得るためにも、一定の学歴を有する者でない以上は、非常に困難だといふふうなことになるのであります。建築士の資格がなければ重要な建築はできない。しかもその資格をとるためには、そういうふうな学歴がなければならぬといふことになりまして、今日相当実力を持つておる人でありまして、なか／＼資格はとれないといふことになるわけでありまして、質のいい建築をするためには、学歴も必要でありますけれども、

やはり実力ある者がいい家を建てればいいのであります。この実力ある人たちが活躍することがきつめて困難な状態に置かれるようになっております。しかもこの建築士の資格を得た者、特に一級建築士の資格を得た者が、非常に幅がきくわけでありまして、この一級建築士を大きな資本の力を背景にしてたくさんかかへ込んでおるところの業者、特に大きな業者といふものの、大企業に占められて行つて行くといふ大企業を榮えさすといふ傾向を特に顯著にする結果になると思ふのであります。こういう点におきまして、この法案は、やはり大建築業者に都合のいいように仕組まれておるのであります。たとひ資格がある者であつても、中小の業者は非常に仕事が少ないといふことになると思ふのであります。

それから、その次には、有資格者を登録いたしました。これは中央の建設本省や、あるいは都道府県に登録することになつておるのであります。今日の客観情勢からしますならば、こつとつて有資格者を登録して、名簿をつつておくといふことは、事があつた場合に、これらの技術者がある種の工兵将校として動員できるような態勢がつくられるわけでありまして、今日の諸般の情勢から見ますと、平和的意図があるにもかかわらず、一種の戦時準備態勢に利用される危険性があるのではありません。これは立案者の主観的意図のいかんにかかわらず、客観的にそういう危険性があるといふことを指摘したいと思ふのであります。

第四点は、中央地方の審議会や、あるいは試験委員の任命等におきまして、非常に天くだりのであります。民主的になつていない。附則に、これまでの業者に対して無試験で資格を與える過渡的な措置が規定されておりますが、これなども實際の場合におきましては、相当情実や、あるいは不正等が行われる危険性を持つておると思ふのであります。

以上申し述べましたような四つの理由からいたしまして、私は本法案に反対するものであります。

○濫利委員長 瀬戸山三男君。瀬戸山委員、私は各党の御了解を得まして、共産党を除く他の全党を代表いたしまして、ただいま議題になつております建築士法案に賛成の趣旨を簡単に表明したいと思ひます。

本法は御承知の通り、少くとも建築物の質の向上をはかるために、建築の設計、工事監理等に直接関係いたします。いわけゆる建築士について、特別の資格を要請し、それによつて第一條の目的を達成しようといふ根本の趣旨であります。これはわが国の平和と申しまますか、文化国家として立ち上る上に、きつめて重要な、しかも有用な法律であると思ひます。さきの公認会計士法、また過般の小委員会を通過いたしております測量士法、すべて日本の文化国家としてのあらゆる態勢を整えて行く構成の一環でありまして、私どもは法律の内容については多くを申しませんが、日本の態勢を整えて行く以上は、やはりかような各般の部面を整備して行かなければならぬ段階にありまますので、この際この法案について

衷心より賛成をいたすわけであります。ただいま反対論の中に、かような法律を制定することは、建築士の登録をすることになつて、それが競争準備態勢に應用されるというふうな御議論もあつたけれども、それは御議論として承つておきますが、さようなことを一々考慮いたすことになりますれば、すべての日本の制度そのものを、極秘のうちにやらなければならぬことになつておきます。そういうことは現在文明国家においては、私どもはとうてい考えられないと思つておるのであります。ただ先ほどの質疑応答の中にもありました通りに、本法の運用においては、適切な運用をしなければならぬ。これは今後この法律を運用する場合に、大いに注意をしなければならぬ。先ほど私はその点を第八條について論議いたしましたのであります。建設省當局としても、この法律の運用については、あやまちなからんことを期するといふ言明もありましたので、私はそれによつて了解してよろしいものである。かように考えておるわけであります。

なおこの資格を定めることについては、この類例の法律にしばしば論議されたことでもありますけれども、本法案においては、経過規定において適切な措置をすることになつておるので、これは本法を制定するにいていささかも杞憂を残さない、かように考えておる次第であります。

○濫利委員長 これにて討論の通告の方々の発言を終りました。

お諮りいたします。これにて討論を終局いたすに御異議ありませんか。

○濫利委員長 御異議なしと認めます。よつて討論は終局いたしました。採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

○濫利委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。お諮りいたします。本案に関する報告書の作成並びに提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○田中委員 ただいま議題になりました旧軍港市転換法に對しましては、本委員会としては原案を至当と認め賛成せられておるのでありますから、特に大蔵委員会に對して、この件に對しての中込みは行わないことに御決定願ひたいと思ひます。

が、態度は反対でありますから、それだけ簡単に申しておきます。

●議事委員 それではただいまの田中君の動議に対して御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

●議事委員 御異議なければさうに決めます。

なおこのことは委員長から大蔵委員長の方に打合せをいたしておきます。

●議事委員 次に住宅金融公庫法案を議題といたし、前会に引続き質疑を継続いたします。砂間君。

●砂間委員 この前の委員会におきまして、私若干質問したのであります。が、なお二、三の点が残っておりますので、この際続けて御質問申し上げます。

●議事委員 この住宅金融公庫法案は、低収入の勤労大衆を対象としたものでない。ある程度金を持つてゐる、いわば中以上くらいの階級の人たちの住宅建設の便宜をはかることが目的なんだ。何らかの形で家を建てて行けば、住宅難を緩和する足になるからというふうなお話でありまして、非常に困つておられる低賃金収入の勤労者に対しては、もつぱら国庫補助によるところの賃貸住宅をもつてやつて行くというふうな御説明がありました。しかしその国庫補助の賃貸住宅におきましても、家賃その他において勤労者にはなかなかに利用しにくい面があることを、私は一応申し述べたのであります。しかし、この賃貸住宅は別といたしまして、一方で国庫補助の賃貸住宅ということと、勤労者の住宅難緩和のためにやつておるとい

ことでありますれば、その趣旨をくみまして、この公庫の貸付を受けるべき者の対象の中にも、やはりそういう市なり、地方公共団体を含めるのが適当だと思ひます。ところが第十七條の貸付業務の項を見ますと、ここにみずから居住するために住宅を必要とする者とか、あるいは住宅組合とか、あるいは賃貸しする事業を行う会社、その他の法人というふうなことはあつてありますが、地方公共団体は除外されておるのであります。この点が私どもはどうしても合点が参りません。なぜここに地方公共団体を除外したのか。一応その理由の御説明を願ひたいと思ひます。

●砂間委員 お答えいたします。貸付の対象として地方公共団体を認めておけません。その理由を説明せよというお話でございますが、地方公共団体は、この金融公庫の貸付の対象として、絶対にこの法案の目的から見ても、政府の住宅政策として、国庫補助の公営の賃貸住宅と、この資金の貸付による援助と、こういうものをあわせ考へてみますと、必ずしも地方公共団体を対象として、その援助を受ける必要はないとやないか。自分で資金を借りまして家を建てよう、あるいは組合をつくつてやろう、こういうふうな者もあつて、また第三にありますが、会社、法人で賃貸住宅を経営しようというものもあつて、この二十五年度においてつくる家もたくさんないわけでありまして、まず最も希望の多い個人に

対する貸付というものを主体といたしまして、そうしてこれに対するある程度の賃貸住宅も、全体の資金の三割くらいであります。それを加味して計画したわけでありまして、地方公共団体は、別に住宅政策につきましても、国庫補助を受けましてこれを供給するといふ一つの任務を持つてゐるわけでありまして、これは道路とか河川とかいふように、公共事業としてやつてゐるわけでありまして、この事業との混淆を避けるという意味もございまして、またこの面を担当するといふことになりまして、それによりまして地方でいろいろ予算的な問題も起きますし、また起債の問題も起きますし、ところが、起債などにつきましては、全体の地方公共団体の起債の限度というものが大体国においてきめてありますので、その起債のわくの関係から申しましても、こういう事務をまた負担させることも適當でない、これらのいろいろな理由から言ひまして、この法案におきましては、とりあへず地方公共団体を考へず、やつたわけでありまして、なおこの実績に徴しまして、さらにこの法案をだん／＼と整備して行くということは、当局としても研究をしながら運用をいたしたいというふうに考へております。

●議事委員 たゞ／＼申すようでありますが、今一番住宅がなくて困つておられる低所得者であるところの勤労階級なんです。この人たちが一番困つてゐる。ところがこの法案によりまして、大体頭金をつくるのに少くとも五、六万円かかる。その頭金をつくる力がないのです。また償還して行く場

合におきましても、少くとも月千五百円から二千円の償還をやつて行く力のある人でなければ、これを利用することができないのです。今一箇月に千五百円も二千円も拂つて行くような余裕はないのです。ですからそういう階級の人たちに住宅を供給するためには、どうしても賃貸住宅でなければならぬ。ところがこの賃貸の場合におきましては、昔のように大家が家を建てて貸すといふことは、今の経済情勢ではできない。従つてどうしても県なり市なり公共団体が建てて貸してやるといふふうにならなければならぬと思ひます。十七條の第一項第三号によりますと、会社や法人にはこうやつて貸し付けてやる道を聞いておきなから、県や市に対しては何で貸してやらないのか、この貸付金の回収という点から言ひましても、この公共団体に貸してやつた方が、はるかに確実に回収できると思ひます。また建築のインシキを防ぐ、ごまかしのないようになり、工事をやつて行くのも、業者よりも公共団体の方がはるかに信頼が置けると私は思ふ。住宅を供給することを業としてゐる会社などといふのは、大體利潤本位のインシキ会社が多いと思ひます。そういうところに貸してやるくらいだつたら、なぜ公共団体に貸してやらないか、いろいろ御説明もあつたけれども、たとえば起債のわくが少いとか、きまつておるからとか、あるいは八万円くらいの戸数であつて、戸数もわずかであるからといふような御説明でありましたけれども、起債のわくといつても絶対的ではないと思ふ。最近新聞を見ますと池田大蔵

大臣が関係筋という／＼折衝しております。預金部資金や見返り資金の方から、起債のわくをもつとふやしてもらいたいという交渉をやつておられるようでありまして、地方起債のわくだつて一銭一厘動かせないといふような、鉄のたがみみたいなわくじやないのです。わくが少いのだつたら地方起債をどん／＼ふやして行けばいいのです。まだ建築する戸数にしまして、今年八万戸くらいだ、少い戸数であればあるほど一番困つておる人に供給できるように、そうしてまた貸し付けてやつた資金の回収が、確実にできるような、そういう公共団体に貸してやるのが、私は一番いい方法だと思ふ。それを公共団体を除いて、何か利潤本位で貸付をやるところの業者や会社、法人に貸してやるという理由がどうしても私はわからない。たいへん同じことを重ねてしつ／＼聞くようでありまして、もう一べん納得の行くように御説明願ひたい。これは単に私一人の疑問ではなくして、おそらく全国の県や市の、また住宅に困つてゐる勤労階級の強い要望であると思ふから、国民に明らかにするといふ意味からいたしまして、もう一べん納得の行くような御説明を願ひたいと思ふ。

●砂間委員 ただいまのお話につきましては、われ／＼住宅関係を担当しておる者といつたしましては、かなり同感のできるふしもあるのをごさいます。しかし、少なからず見解を異にしておる点もございまして、たとえば地方公共団体の金を貸せば家が建てるじやないかといふことでございまして、これは地方としましては相當の

負担になりますから、地方財政ということも考えなければなりません。必ずしも公共団体を通せば安い家がたたくさんでできるというものではないのでございまして、これには国庫補助が必要と思ひますが、国庫補助は別に公共事業で考へております。これは公共事業の住宅の予算のわくが非常に少いというところに基因すると思ひますが、これにつきましてもはなお将来とも国庫補助のわくを拡げる、予算をふやすということについては努力をいたしたいと思ひます。

それから第一項第三号の民間の会社や法人などに貸すということは、何か金もけ仕事でインキキミたようなものになるというふうなお話でございしますが、これについては別に三十五條にも規定してあります通り、家賃のきめ方、業者の選定の方法などは厳重に制限することになりまして、そういうことは二切起さないつもりでございす。またその会社や法人の利益の処分などにつきましても、特に制限をいたしております。そういうことでこれが会社や法人のうけ仕事に使われるというところはない見込でございす。

○砂間委員 まだ質問したいことがございすが、ほかに質問したい方があるようですから……。

○濱利委員 それでは前回発言の申込みのありました方で、まだ残つております方もありますから……。佐藤順造君

○佐藤委員 住宅金融公庫法は戦後住宅難で苦んでおりました者の切実な要望にこたえようとするものでありますから、本法案に対します国民的関心

が熱烈であるということは言うまでもないと思ひます。従ひましてこの際本法案につきましても概括的なお尋ねをいたしまして、その御答弁の方向によりましては多少微細にわたつて實際的な面についてお尋ねをすることもあらうと思ひますので、あらかじめその点御了承を願ひます。

第一に本法通過の後にこれが適用せられて着工予定となつております約八万戸の住宅建設に要しますところの資材に対する調査並びにこれについて実際に施行した方策が、ありますならば、責任者において資材の面についての見通しをここで御説明願ひたいのであります。もとより本法案は金融面に關することでありまして、資材の面ではないとおつしやるかもしれませんが、実際に金融公庫が出します金の裏づけになつております資材はつきりしておかないならば、建設者としてのせつかく考えられますことが目的を達しないと思ひますので、その点の御調査並びに実際にとられました方策について御説明をまず願ひしたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 建築用の資材につきましても、御承知のようにセメント、鉄鋼などの生産が非常に上つておりまして、むしろ有効需要をもう少ししげくしなければ、生産に支障を起すというふうな、逆な現象になつて来ております。従つてただいま資材の需給の調整をいたしておりますのは、板ガラス—これもこの四月から統制をやめましたし、鉄鋼も近く廃止することになつております。その他セメント、木材等はすでに廃止をいたしてござい

すが、資材につきましては、充分供給の見通しを持つております。

○佐藤委員 国内産の資材に對しましても、木材、セメント、板ガラスこれらのものにつきましては、過去数年におきましては、特別調達関係、あるいはまたいわゆる凱歌輸出等において、相当困難を感じておつた実情にあつたのであります。ただいま当局の御説明によりまして、この面においては十分に心配がないというのを承つて、それが事実でありますならば、まことにけつこうだと思ひます。従来私どもは資材の面において、絶対量の不足を感じて参つたのであります。ただいまのお話で、それが確信があるという見通しであるならばたいへんけつこうだと思ひます。なおまたこれを生産面を支持するために、需要面をもう少し活発にせしめたいというほどの態度でありますならば、願ひくば一昨日も御発表になりましたような、建築原価に對し木造が、一坪一七千円、あるいはコンクリート・ブロックが二万二千円、鉄筋コンクリートが三万二千円というふうなものを、もつと下まわるといふやうな、資材の提供をするやうなことができないものだろうか。物価の点においても、あるいはデイスインフレであるか、あるいは安定であるかは存じませんが、そういう方向へと来ておられますときに、もう少し政府はいろいろな資材の面についてくふうをしますならば、これがもつと良質なものが低廉に生産されて供給せられる、そういう方面の政策をしてもよろしいことが適当ではなからうか。かりに今の十割のものが六割まで

の値段に下げられるとしたならば、十坪のものが、同じもので十六坪できるといふことになりましよう。さらに同じ坪数であるならば、さらに真質の不燃的な建物にかなへることもできると思ひますが、この辺に對しまする政府のそうしたお見通しがあるならば、一歩進めてもつと強化して行くべき政策についての御用意なり、あるいはまた今後のそれに対するお考えなりがあるならば承りたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 建築用の資材をもう少し安く調達できるやうなくふうはないかと、御趣旨のやうに伺ひましたが、建築用の資材の中で、鉄鋼などについては補助金がございしましたが、これが打ち切られますと、むしろ鉄鋼の値段などは上の方だつたと思ひます。そういう点におきまして、お話と逆なことになつておられますが、価格について、自由経済的な面でもつて自然の調整にまかして行こう、こういうことの方の側から来るところの価格は、そういう事情でございすが、何とかこれを調達の関係において安くするくふうはないのか、こういうことになると思ひますが、私どもは国庫補助の公務員住宅について、資材を国が一括して買い取つて、これを現物で配給する。こういうことによつて、資材費を節約できるといふ見通しで、実は二十三年度におきまして相当の予算を組みまして、住宅用の資材を建設省が一括買ひつけて、地方庁にこれを配給しておつたわけにございす。この成績を見ますと、當時としてはある程度の成績を

上げたのでございすが、今日の時代から申しますと、こういうことによつて調達費を引下げるといふ面はあまりないやうに考へます。あと残るところは建築費を下げるためには、むしろ大量建設とか、何かそういう面でコストを下げる道が考へられるわけにございすが、これはこの金融公庫による方式が、大体において個人々々が自分の住む家を建てるその資金を供給するということになりまして、そういうことを原則とするというわけにも参りませんので、これは實際の運用におきまして、ある程度集团的に割安に家を民間の業者なり、あるいは公共団体などがまとめる何戸かを一団地に建てる、そういう新築家屋に對する融資という道が開けておられますから、その面で行きましたならば、一団地に二十戸、三十戸まとめて建てるということになりますと、あるいは五分か一割か、そういう生産費のコストの引下げが考へ得ると思ひます。實際の運用につきましまして、できるだけ建築費をそういう方法によつて引下げて、一般国民に對してサービスをするやうなことを考へて行きたいと思つております。

○佐藤委員 ただいまは、大体建築資材の国内産に関するものについてのお答であつたと思ひますが、なおぜひ建築に必要なもので、国外産のもので輸入しなければならぬものも若干あるやうかと思ひます。たとえば防水のルーフィング等に使われますアスファルトのやうなものでありますとか、あるいはまたたまたまよつとお触れになつたやうであります。鉄筋等にお

いても同様であります。あるいはまた過去において考えますならば、米松のようなものであるとか、南洋のチーク材のようなものであるとかいうようなものもありまして、相当絶量を安く、しかもよいものをに入れておつた過去の経験にかんがみまして、私のお尋ねしたいのは、つまり政府としてのそういう資材の操作を全体的に見てやる御用意があつたのか、なかつたのか、この点がぜひ必要なことではなからうかと思つて、この点に對しまする操作があつたかどうか、また今後これらのものを安くよいものを入れるとしたならば、今までの、たとえば価格差補給金に對して今どうおられまする政府の態度が適切であるかどうかという批判の対象ともなると思ひますので、実は国内産ばかりでなく、国外産のものも輸入して、この建築に必要なものに對する政府の今までのやり方になりましたこと及び御見解について、もう一応この生産コストを安くするという観点からお答えを願ひたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 この資材につきましては、いろいろ関連性がございまして、この金融公庫によつて建てる家だけでは考えられないものでございまして、また直接にこの資金の貸付によつて建つ家につきましては、大体におきまして木造とか、簡易耐火とかの小住宅、それからもう一つは鉄筋コンクリートのアパートが考えられてゐるわけですが、これに必要な資材につきましては、セメント、鉄鋼、木材その他ルーフィング材料などは多少別な事情もございまして、大体におきまして、国内産のもので十分間に合ふわけではございませんで、外国に依

存するといふものではないと思ひます。用材その他の木材なんかにつきまして、全般的に考えますと、国内産では足りないと思ひます。現在では足りておりますが、相当過伐になつておるという關係から申しますと、外国から木材を入れる必要もあるはずでございまして、しかしこれは相当輸送費その他を加へました内地渡し価格の点におきまして、かなりわれ／＼の方としましては使ひ切れない値段になるのでございまして、それにはまた外国材でなければならぬ部面もございまして、そういう面には木材の輸入を考えまして、こういう小住宅などの用材につきましては直接国内産のもので行く、大体こういう方針で進めております。この關係は建設省直接でございせんけれども、安本や農林省を通じてそういうふうに話し合つておりました、木材全体の不足の分をカバーするためには、別な面でも輸入する。直接住宅用材などは内地産のものでまかなう、こういう方針をしばらくはとらざるを得ないと思ひます。昔は米材などは相当安く、一般庶民住宅などに非常にたくさん使われたのでございまして、今日はいかなり事情が違つておりました、ちよつと採算の上から外材を使ひ切れないという状態でございます。

○佐藤委員 資材の面でも一つだけお尋ねしておきたいのでありますが、最近建築用材として過去においてほとんど見捨てられておりましたような材質のものが、活用せられて来て、大分注意しなければならぬ面があるかと思うのであります。つまり針葉樹でなく

て闊葉樹のものであつて、相當にフロアなどに使われるものがあるやうであります。たとへて申しますならば、東北一帯に産出せられまする材のごときはこれは最近非常に床板といつたものは、従来きとして捨てられておつたものが、有効に使われるといふやうな面があるやうに思われるのであります。この木材の需給に關する国内的なものをおもに使うといふ面について、それらの御研究がどの点まで進んでおられるか。實際また今まで捨てられておつたものが、有効に活用せられるといふ面についての政府の御調査があれば一応承つておきたいと思ひるのであります。

○伊東(五)政府委員 ぶな材、闊葉樹などは建築方面にかなり使用ができる面がございまして、これにつきましては住宅担当のわれ／＼といひまして、いろいろの御相談も受けまして、そういう需要を拡張して行くといふ面にいろいろ協力をしていたしておりますが、たとえば家具だとかあるいは今お話のフロアリングだとか、それから合板などにもことに利用されておりました、合板もかなり住宅に使つております。特に進駐軍關係の住宅などに相當使つておるやうでございます。ただこれのもう少し詳しい専門的なことになりまして、われ／＼の方は専門でありませんので、そういう点についてはいろいろ農林省の方の知照を借りて、利用者としていろいろ意見を述べている程度でございます。きようは資料もありませんし、十分なる御説明ができませんのでございまして、御了承をお願いいたします。

○佐藤委員 次に本法案の第十七條第一項第二号に掲げております住宅組合に關することについて、三、お尋ねしたいと思ひます。住宅組合法による住宅組合の設立許可の現状はどうなつておるのであるでしょうか。ある地方においてははこの設立許可は非常に消極的である、あるいはまた中止してゐるというやうな状況にあるやうに聞かれますが、そういうことがあるかなにか、またこの政府の公庫の運営上、このところに掲げております第二号の住宅組合といふものは、將來奨励して行くお考えであるかどうか、その態度についてお尋ねしたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 ここに十七條にありますが住宅組合は、大正十年にできました住宅組合法に基くものでございまして、これは設立当初数年の間相當活発に運用せられたものでありまして、資金は預金部から出まして、これを府県に貸し付け、府県が転貸をいたしております。それから組合の設立認可は府県知事でございまして、この預金部から流れて参ります資金に應じまして、府県知事が適當と思はれるものを十分審査の上、認可を與えて実行して来たわけでございます。ところがこの預金部資金が十分出なくなり、組合には融通ができないことになりまして、事実上資金の融通による組合というものは、相當長い間ほとんど實際上一つております。わずかに旧住宅営団の処分に関連いたしまして、これを入つてゐる人に買つていただく、こういう關係から最近におきましてわずかにこの組合法を活用してゐるやうなわけがあります。今回この金融公庫の資金が

流れますにつきては、この組合法を一部利用しようといふ考えでございまして、これは当初においてやりました資金と組合認可と同時に府県知事が握つておつた場合と多少趣を異にするわけでありまして、金の方は金融公庫から出る、組合の認可権は知事が持つてゐる、こういう關係でございまして、資金の融通という關係なしにつくる組合については、これは知事の独断でやつてよろしいのであります。この資金を當てにした組合の設立につきましては、まず資金の貸付ができるかどうかといふことが先決條件でございまして、これにつきましては金融公庫の貸付は全般につきまして申されることとありますが、なるべく公正に公平に、広く貸付の決定をしなければならぬといふ根本精神にのっとりまして、組合の設立につきましても組合員個々の資格をまず審査して決定をするといふ必要があるわけでございます。もし、これを逆にいたしますと、組合を設立すれば個々に優先的な扱いができる、特権ができる、こういうことになりまして、この公庫法の運用の根本精神を逸脱することになりますので、これはどうしても資金の貸付をまずきめる、貸付をきめるには構成する組合員の資格をまず審査をいたしまして、それで貸付ができるやうなことになつてから組合をつくり、組合の認可をとる、こういう段取りにならうかと存じます。結果としましては、組合といふものを別に特別の優遇をする考えもございせんし、特にここに二号に組合といふことがうたはれてゐるのは、何か非常に特権があるかのごとくしばしば誤

解されるのでございませうか、運用につきましては当然のことでありませうが、個人と同等に扱つて行きたいというふうに考へております。ただここに書きましたのは、貸付の対象はあくまでも組合員でなく組合に貸し付けることになりませうので、法律と形としてはこういうふうに第二号に特に組合と出て来るわけにございまして、実質的の審査なり貸付の決定なりは個人とまったく同様に考へて行きたいと、こういうふうにして考へております。

○伊東(五)政府委員 たいだいまの御説明によつて第一項の第二号にある組合というのが法人として貸付の対象になるのであるが、実際は個人の借りの人の資格なりあるいはまた必要性なりがどこまで本質的なものになる、こういうことでありますならば、第一号との間に、恩恵を受けますと申しませうか、これを利用する人に対する得失において別相違がない、こう承つてよろしうございませうか。

○伊東(五)政府委員 よろしうございませう。
○佐藤委員 そうでありますならば、むしろこの場合にわざ／＼組合をつつて、大正十年の住宅組合法における組合が、この組合員になることによつて、むしろ負担ばかり多くあつてそして今度の公庫による金の利用に關しての特別の特権がないとすれば、個人としてむしろ第一号によつた方が便利なるように、實際これを利用する者は考へるような傾向になりはせぬか。こういうことを考へますが、その考へ方についてはどう考へになりますか。それと申しますのは、この組合を奨励す

るかしれないかということを開いたときに、特にこの組合を奨励する考へはないのだ。こういうことを申しますならば、なぜ第一号と第二号との間にこうした特別のものを設けたかという根本について疑いを持つわけでありませう。つまり私も受けたまはした印象は、第二号に組合といふものを置いたことによつて、何か特別な特権がある。たとえば一括してこれを申請する場合に便宜があるとか、あるいはまた組合全体が連帯責任として彼此相助け合ふとか、何かの便宜があつてこそ、組合を設立して一口五千円なり幾なりを拂うという意義があるけれども、それが全然ないとなれば、意義がなくなる。それならばなぜ第二号のものをこの貸付の対象として第二号へはつきり出したかという疑いが出て参るのでありませう。その辺のことを私どものわかるように御説明願ひたいと思つてあります。

○伊東(五)政府委員 この問題につきましては、われ／＼といひましたも、いろ／＼な面から非常に研究いたしましたのでございませうが、お説の通り個人とあまり差はないのでございませう。借りる方の側といたしましてはあまり差はございませう。貸す方の側としては組合を対象としておりますから、初めの審査などは個人々々で審査いたしましたし、貸付の対象としては十人なり二十人なりとまとまつたものでありますから、その点において多少事務が省けるという便宜があるかと思ひます。一般の市民が組合をつくつてやるといふことにつきましては、借りる方の側としては大した利点はなからうと

存じます。ただしかしこいうふうな組合で行きたいという希望がありませう。場合に、これを全然対象にしないという必要もなからうと考へます。
もう一つ、この意義と申しますのは職域におきましてある会社の従業員がこの組合法によつて住宅組合をつくる。そうしてその組合に対してはその会社、個人々々では負担できない相当の頭金を、退職金の引当てか何かで貸してやろう。補助してやろう。あるいは債務については保証面に立つて保証人になつてやろう。資金の回収については会社が一括して月給から差引くとかいろ／＼ありませうが、こういう方法で拂つてやろう。そういう職域を単位とする組合については借りる方としても、貸す方の側としても、いろ／＼特典がございませう。この場合については個人々々の信用薄弱な場合でも、会社なり企業体なりがかわつて責任を負う。こういうたようなことから言つても、何と申しますか、ある程度の優遇の道を開いてよいじやないか、こういうことも考へております。そういう面からの運用も考へられますので、この運用についてはそういう面も十分研究してやつて行きたいと考へております。従つてこの二号を全然削除してもよいじやないかといふふうには考へておりませう。

○佐藤委員 たいだいまの御説明によりまして、組合といふものも何かある意味の特長があるということでありませう。最初第一号によつて個人で貸付のきまつたものが、その貸付が確定した後において、数集まつて組合をつくるという希望がもしもあつた場合に、それを新しい組合としてお取扱ひなさる道があるかないか、その点もお尋ねしておきたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 それはけつこうでございませう。貸付がきまつた人が集まつて組合をつくることは、公庫の側としては、非常に便利なことだと思ひます。これは非常にけつこうなことであります。またすでにできおる組合についても、あらためて個人個人について信用程度を調査いたした結果、みんながよければそのまま組合を対象として貸付ける。あるいはそのうちに一人、二人ぐあいの悪い人があれば、それを除きまして、ほかの人について組合を結成し直すわけですが、しかしその場合には組合を対象として貸付けるというふうなことも考へられるわけですから、その組合は本来連帯責任を負うというところに一つの大きな特長があるわけにございませう。この組合法を實際施行した結果から見ると、連帯責任というやうな面もありませうが、一面悪い方の面も相当強いのではございませう。連帯責任とするために、一人が拂えないといふことになりませうと、ほかのものもこれに同調するやうな、全体が不拂になるやうな危険もございまして、單に連帯責任を負うといふことだけではほんとうの信用を置けるかどうかといふことに、非常に大きな疑問を持つておるわけにございませうが、今お尋ねの点についてはわれ／＼も同じに考へております。

○佐藤委員 さらに第十七條に書いてあります貸付の資金の配分についてお尋ねしたいと思ひます。
先だつてこの委員会でするだけ公平にこの資金の配分が行われるように規則を定めて、申込みを受けて後に調整するやうな御答弁があつたやに拜承いたしました。が、さらにお尋ねを申し上げたいことは、この規定の中に第三号のものに対しては全体の百分の三十を使う、そうするとそのわくが大体きまつておるやうに考へられますので、つまり百五十億とすれば四十五億といふことになるのでありませうが、そうすると残り第一号と第二号で百五十億といふことになるかと思ひます。そこで第一号と第二号の間にもあるのか、あるいはまたそこには機動性があるのか。これを伺ひたい。なぜならばこの組合によつて申し込むのが有利であるか、あるいはまた個人で申し込むのが有利であるかといふことについて實際の利害關係を持つておる者が、非常にこの点について神経を働かしておるやうな状況でありますので、あらかじめわくがきまつておるものであるかないか、これをどういふ方法で公表するのであるか、その点のお尋ねをしたいと思ひます。
○伊東(五)政府委員 第三号につきましては、わくを別に設けまして、これは百分の三十以内において会社、法人の希望によりまして、そのわく内で決定したいと思ひます。あとの第一号と第二号と別々にしてはどうかといふ点につきましては、なるべく個人々々に公平にという見地から言ひまして、大体今のところわくをわけずに、一体として、單に地域的なわくによつて決

定して行きたいと思つております。地域的の一つのわくにおきまして、個人と組合の両方の申込みがある場合には、組合についても、この組合個々について審査をいたしまして、かりに申込みがわくを超過する場合には、同じ機会が與えられるように同じ公開抽籤の方法によつて決定する、そうして資格を與えられたものについて、組合を結成すべきものはする、こういうふうな考へております。職域の組合について一つのわくをつくるかどうかという点は、なお研究してみたいと思ひますが、この場合におきましても、技術的になか／＼むずかしいのでありまして、ある会社にとだけだけのわくを與えるということになりますと、その会社について偏重したというふうな結果になりまして、特別な扱いをするというふうな結果になつてはいけないと思ひますし、何かわくのきめ方も公平な行き方ができるものならそういたしたいと思ひますが、ただいまのところでは、とりあへずこの一号、二号は一括して取扱うように一応やつてみたいと考へております。

この国の金融公庫の金が行くというところを、この新しい法律できめまして、前の住宅組合法においては、その組合が国から来る金を受けるといふ受入れの條項がないようでありましたが、これはどう置置なさるつもりでありますか、お尋ねいたします。

○伊東(五)政府委員 その点なおよく調べてみたいと思ひますが、住宅組合法におきましては、この資金を公庫から出すというところは規定しておらないと思ひます。実際問題として、預金部の金を府庫から転貸をして今までやつておつたのでありますが、公庫からの資金の受入れにつきましては、別に法律上はさしつかえないものと考へております。

○伊東(五)政府委員 この住宅組合法、大正十一年四月十一日の、法律第六十六号の第十二條には、「北海道地方費、府県又ハ市町村ハ勸令ノ定ムル所ニ依リ住宅組合ニ對シ住宅資金ヲ貸付スルコトヲ得」とありますけれども、今回は国が貸付をするところを得たというところはないのであります。ただ十三條に、「同、北海道地方費、府県、郡又ハ市町村ノ所有ニ屬スル土地ハ附屬契約ニ依リ住宅組合ニ之ヲ賣拂又ハ貸付スルコトヲ得」と土地に関してはありますが、資金を住宅組合法による組合が国から受けるという受入れ條項がないから、実はお尋ねしたのであります。その点についてはつきりしたお答えを願ひたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 第十二條の規定は、別に国家からの資金の供給を妨げるものではないというふうに解釈してあります。なおよく研究してみたいと思ひます。ただいまのところ、その規定はこの公庫の運用については妨げはないものと思ひます。

○伊東(五)政府委員 その御解釈であるならば、また実際に行われるならばさしつかえないのですが、ただ法律的に疑義が生じたからお尋ねしたのであります。この上にもなおつと御説明くださることがあるれば伺いたしたいと思います。きょうはその点はそれでよろしくございませう。

次に住宅組合は組合員の申込みを組合がまとめて代行できるかという前の質問に對しまして、はつきりとした御答弁がなかつたから、もう一回それをお聞きしておきたいと思ひます。つまり連帶責任のことにちよつと入つたのですけれども、やはり個々人がやるのか、組合がまとめて公庫に申請するのか、その点をもう一度、先ほどお答えがなかつたからお尋ねしたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 申込みは組合でありますけれども、組合員たる個人でも、どちらでもさしつかえないと思ひます。ただ審査はいずれにいたしまして、個人々々について審査をして決定することになると思ひます。

○伊東(五)政府委員 公庫の諮問機関として、大抵都道府県ごとに協議会を設置する予定でございます。この協議会のメンバーにつきましては、まだ確定的なものでございせんが、大体におきまして、公庫の支局なり本部なりの担当職員一人、それから都道府県の職員一人、もしくは二人、それから関係市町村の職員一人、それから関係保受託金融機関の職員、銀行などの職員を代表する者一人、それからあと一般の需要者側を代表いたします民間人を二人、大体六、七名程度のものので構成したいと思ひます。場合によりましては、これは都道府県でございませうが、その分科会のようなものを当該地に設けまして、なるべく末端の方へ目とどくように貸付につきまして、借りられる方の側でいろいろ不都合などがある場合に、そういう声を聞く。そうしてこれを公庫の運営に反映さすというふうになるべく末端の方まで浸透するような機構にして、民間の人を入れて行きたい。これによつて都道府県の職員などは、その都道府県の、あるいは市町村の方は民間の利益代表という面もありまして、單なる金融事務に陥らないように、また地域間のバランスもとれると思ひますので、比較的そういうメンバーを多くしようと思ひます。お尋ねでございます。

○伊東(五)政府委員 申込みは組合でありますけれども、組合員たる個人でも、どちらでもさしつかえないと思ひます。ただ審査はいずれにいたしまして、個人々々について審査をして決定することになると思ひます。

○伊東(五)政府委員 公庫の諮問機関として、大抵都道府県ごとに協議会を設置する予定でございます。この協議会のメンバーにつきましては、まだ確定的なものでございせんが、大体におきまして、公庫の支局なり本部なりの担当職員一人、それから都道府県の職員一人、もしくは二人、それから関係市町村の職員一人、それから関係保受託金融機関の職員、銀行などの職員を代表する者一人、それからあと一般の需要者側を代表いたします民間人を二人、大体六、七名程度のものので構成したいと思ひます。場合によりましては、これは都道府県でございませうが、その分科会のようなものを当該地に設けまして、なるべく末端の方へ目とどくように貸付につきまして、借りられる方の側でいろいろ不都合などがある場合に、そういう声を聞く。そうしてこれを公庫の運営に反映さすというふうになるべく末端の方まで浸透するような機構にして、民間の人を入れて行きたい。これによつて都道府県の職員などは、その都道府県の、あるいは市町村の方は民間の利益代表という面もありまして、單なる金融事務に陥らないように、また地域間のバランスもとれると思ひますので、比較的そういうメンバーを多くしようと思ひます。お尋ねでございます。

○伊東(五)政府委員 住宅資金を借りようと思つておられる方には、直接重要な関係がある問題でございませうが、この間天野委員からも御注意がありまして、ただいままた同じような御趣旨のことがございまして、われ／＼も

大体あまり金融機関的にならないように、銀行的と申しますか、金融の面から強行かないようにということは十分計画におきまして配慮いたしておきます。また運用におきましても、そういう趣旨で参りたいと思つております。

貸付の実際の方法をどうかいつまんて申し上げますと、貸付の対象になるし申込みの資格をまずきめる必要があると思ひますが、この条件といたしましては、現在住宅に困つておるといふ事実がなければいかぬと思ひますが、これにつきましても、いろいろ具体的な例をあげまして、これは広く住宅に困つていゝという見地からきめたいと思ひますが、あまりこれも嚴重な意味でなく、広く困つておる人といふこととでやりたいと思つております。それから独身者でなく、世帯を持つておるということが一つの條件、それからもう一つの條件は、償還能力があるといふことが必要であります。この点につきまして、ただいま御懸念の点が考えられるわけでございますが、個人の資産内容——資産がどうであるか、銀行預金があるかどうかという点、銀行に預けておられる金、銀行に委託する場合におきましても、調べてもらはないつもりでございます。当初の頭金の三万円、五万円という金が出し得る。着ておる着物をはいでも調達がきくというならば、それでもけっこうであります。それから、資産の内容については調査をしないという方針でございます。ただ月々の千五百円なり二千円なりの償還ができることが必要でありますので、ある程度の収入がある、定收があるといふことについては調査しなければいゝかぬと思ひます。全然定收がないといふような場合には、これは失格せざるを得ないと思ひますが、大体その程度のことを調べまして、そうしていろいろ申込みの記載事項がありますが、大体そういう観点からいろいろな事項を書いていただかしまして、その事実と間違ひがなければ、一応の審査が通つたものといたしまして、これが貸付のわくを超過いたします場合には、平等に公開抽籤の方法によつて一応の候補者を決定する。そうしてこの場合に、なお次に審査がございますから、そのために多少の補欠をきめておきたい。かりに百件分の資金があるという場合に、二百件の申込みがあるという場合には、二百件を決定いたしません、そのほかに二十件とか三十件の補欠をきめておく、そうして百件の抽籤に當つたものについて審査をして参りまして、ただいまの収入がどうか、定收があるかどうか、住宅の困窮事情がどうか、やないかどうかといふような点につきまして調査をいたしまして、その通りであれば、順次貸付の実際の申込みを受け付ける。そうしてその審査の結果不適格なものがありましたら、補欠からだんだん繰上げて行く、大体こういうふうなことで、年に二回か三回か締切つて抽籤をする、こんなことに考へております。

○伊東(五)政府委員 公開抽籤につきましては、現在国庫補助の庶民住宅について行つておりますが、だれでもそこへ立会ふことができる。貸付の申込みをした者は、だれでも立会ふことができる。それから公庫が実施するわけでありまして、そのほかに、たとへば今の協議会の構成員といふようなものが立会ふといふことで、ガラス張りの中でやるようにいたしたいと思ひます。どういふ範圍で抽籤をきめて行くかと申しますと、これは全国一本にやるわけに参りませんので、都道府県別にと申しますか、さらにおろして、市の單位にいたしまして、何か適当な範圍をきめて参りたいと思ひます。

○佐藤委員 次に第二十一條第五項の抵当権の発動について少しばかりお尋ねしたいと思ひます。これは既往の償還分に対してはどういふぐあいに処置せられるか。この償還した分は没收になるのであるか、あるいはまた拂い戻しされるのか、もし拂い戻しするとなれば、全額拂い戻しするか、あるいは何割か、この点を伺いたいと思ひます。

○前田説明員 抵当権をつけましても、既往の、さきに償還になつております分はもちろんなる必要がありませんから、換価処分をいたしまして、相当超過したものならば当然その額は本人に返します。

○佐藤委員 次に第二十一條の第四項の第九号に契約違反のことが規定されておりますが、一号から八号まであることのほかに、契約違反といふことはどういうことを意味するのであるか、

そのことをひとつお示しを願ひたいと思ひます。どうもはつきりわかりません。何が一体契約違反になるのか。それならばこのほかに契約違反は何かあるのか、お示しを願ひたい。

○前田説明員 契約の内容は現在研究いたしておりますが、この一から八にありますが、たとえば火災保険をするとか、あるいは住宅担保権に対するそれ／＼維持補修を完全にするとか、あるいは大改造をするときには承認を受けるなり、その他の事項があげられると思ひます。そういうふうな事項に対して違反のあつた場合に契約違反になる、こういうことであります。

○佐藤委員 そのことは、契約する場合にははつきり入れてきめておきますか。

○前田説明員 はあ、入れておきます。

○佐藤委員 そのことがあればいいですが、次にもう一、二ですぐ終ります。

これはあるいは大蔵当局に質問したいけれども、いゝかもしれません。この金融にしまして、今の契約違反に對する処置の方法も、これに出ておるようでありまして、元來安全なる立場から言へば、全額拂込みをするまでは国家の所有としておいて、所有権の移転はしないといふことが安全ではないから、国家という立場から言へば、そうではないかといふようなことも考へられるのですが、この点はどうか考へになりますか。

○前田説明員 この公庫の根本の考えは、個人に住宅を與える、その場合には償権を確保するために抵当権をつけ

る、こういう趣旨でございまして、それと實際上の実績を聞いてみましても、売渡し抵当の形をとらなくても、こういう形においてもほとんど同じような効果を得ておりますので、特に全額償還が済むまで国に所有権を置く必要はないと考えます。同時にまた、あらかじめ本人の所有にしておきますことの方が住宅を維持し、管理する点におきまして、自分のものであるという感じが相當強く出まして、むしろ建物の保管の面から見ても、こちらの方が非常に有益でございまして、初めから本人の所有にいたしまして、抵当権で償権を確保して行くという方法をとつたのであります。

○佐藤委員 實はこの間もこれに關係した質問があつたのを、あまりこまかいというので質問者が遠慮したようでありましたが、私は実は逆のことを申しておつたのであります。つまり借りまします人ができるだけ負担を少くするためには、租税等についても免するといふことに行つてもらいたいものだ。つまり所有権を移転せずに、それを全部拂込みするまでは国家のものとして税金をとらない。免税にする一つの方法として實はお尋ねしたようなわけでありまして、法的に国家のものであるから、使用するという面についての金を拂うのはあたりまえでしようけれども、いろいろ公租公課等が大きくなるというのを防ぎ、救つてもらふという話の面です。今のあなたの話ではこうする方が救われるようですが、私の方は逆に利用者のためになる意味でお尋ねしたのですが、その点はお考えになつたかどうか、御意見を承りたいと

思います。

○前田説明員 公租公課の点は、固定資産税が相当巨額になりますので、完済でやることはどうかというところでありますが、またこれを償還ができるまで国に保留しておいて、その間は公租公課を国で負担して行く、あるいは免除する方向については、あるいは御指摘は、非常に有益な御意見だと思いますが、実はそこまでする必要はないと考へまして、一応こういうことの方がいいだろう、これ以上そこまで考へて国が債務を完済するまで所有権を持つというところは、実は考へなかつたのでございまして。さらに研究を続けまして、そういうことがもし可能であるならば、ぜひこうだと思ひます。

○佐藤委員 次に第二十二條にありますが「災害その他特殊の事由により」ということであります。この特殊事情というところは、相当利用者について将来を考へて心配される点であります。つまりいろいろと経済界の変動等によりまして、勤労者等が給料の政策上による賃下げ等があり、あるいはまたパニックその他の思ひやうなことによつての失業その他、ある場合には、非常に深刻にこのことが考へさせられるわけでありまして。そこでこの特殊事情というものは、無論予想してどういふ場合とどういふ場合とは申されませんが、先ほど局長が懇々と説明になりましたように、利用者の便益ということを主として考へます意味におきまして、この特殊事情は、一体どの点まで特殊事情として考へられるか。ただいま申し上げましたように、せつかく考へておりまし

たこの収入がなくなつた、あるいはまた賃下げ等が政策の上で出て来た、あるいは将来万が一平価切下げ等が行われたという場合には、やはり一応立案者においては特殊事情というやうなことを勘案されたと思ひます。配られた点についての御説明をこの際承りたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 第二十二條の災害その他特殊の事情という点でございしますが、これにつきましては、平価切下げとかいふやうな、国民全般に関する問題につきましては、こういう簡単な規定によりまして、全体の公庫の運営につきまして非常に大きな影響のあるやうなことは、この條項では考へておりません。かりに将来、全般的に経済事情の変化といふやうな事態が起きましたならば、これは当然に法律をもつて規定せらるべきものと考へております。ここに言うております特殊事情は、あくまでも個人々々の場合で、災害とか、風水害とか、そういうたやうな場合に準ずるものでありまして、仰せの通りこれを具体的には、ただいまのところ考へてはおりません。これはなるべく運営するものとしてしまして、制限的に考へて行きたいというふう

○佐藤委員 次に第二十八條第三項の、委託業務を行う金融機関に預ける資金についての利子は、これをとるのであるかとらないのであるか、この点を、こまかいことですが、一応お尋ねしておきます。

○前田説明員 公庫はその資金を委託機関に必要最小限度の金を預託いたし

ますが、その場合はもちろん預託の金利をちようだしたいと思つております。

○佐藤委員 最後にもう一点だけお尋ねいたします。第三十四條に關してであります。この貸付金の用途の規正として、貸付目的以外に使用せしめないことは、むしろ當然と思ひます。そのために工事施行者に対して直接に資金を交付するといふことはあります。が、この点について実はお尋ねしたいのであります。と申しますのは、従来建築物の注文者が前渡金を渡しておりながら、遂にその工事ができ上らないといふやうな例をたび／＼見ているのであります。そこでこのことは事業を施行する建設業者のために非常に都合がいいのであります。この両者の面についてのことは一体これで満足なのかどうなのか、つまり施行する人に直接公庫から金を渡すことになると、この注文者の真の意思が伝わらないといふことに一応なりはしないか。そこでお尋ねしたいのは、そういうやうな場合には一体どれだけ工事が進捗したときに、どれだけ金の渡すという規定があるのか。また実際にそれを渡すときには、その金をかりた責任者に十分な理解をさしてやれる方法があるかどうか、それを聞きたい。金融公庫の法律は非常にいい法律でありますけれども、結局するところこれが単に建設業者を利することに終つて、ほんとうの利便が利用者にならぬといふことがいささかでもありますれば、この点については十分警戒を要するのではないか、こういう点から、重ねてこの一点をお尋ねしたいと思つております。

○伊東(五)政府委員 この三十四條につきましては、これは一つの例示でございまして、施行者にひもつと融資をする。その他そういうやうな方法で資金の交付については適切な方法をとるほか、流通せられぬことを避ける何かに方法をやるという一つの例示でございまして。こういう方法をアメリカでもとつてゐるというのを聞いておりますが、これも信用の程度でございまして、実際に建てるためにこの資金を使うのは施行者でございまして。材料を買つたり、労働賃を拂つたりしてやるのは工事施行者でございまして。金が直接そこへ行くことが一番早く、資金が効果的に使われるといふことが原則的には言われるのであります。この施行者によりましては、かえつてこのために貸付を受けた人の利益が阻害されるということもございまして。この両方の面があつて、一概に言へませんので、必ずこうするといふふうにはなつておらぬのでございまして。なおよく研究してみたいと思ひます。また実際の運営についても、あまりこれをきゆう／＼に考へませんで、適切な運営をして行きたいと思ひます。

○佐藤委員 公庫は、貸付を決定してから、この建主が頭金大体四分の一以上のものを負担するわけにございまして。まずこれで材料を買ふなり何なりして、ある程度の工事を進めてもらう。そうしてある程度工事の進捗を見附けた上で、たとへば木造で言いますと、建前が完了した場合に、現場を検査して、なるほど家が建つたといふところで、この貸付の第一回を出したいと思ひま

す。大体その場合に四割程度のものを交付することにならぬと思ひます。この金を建主の方に渡すか、施行者の方に渡すか、こういうことになるわけにありますが、この点は先ほど申した通りであります。それから中間において、木造の場合には屋根葺き材料が積つて、荒壁が大体できた、こういう中間におきまして一回、これも現場を見届けました上で、大体三割程度のものを貸し付け、それから竣工しましたときに、これで実費全部で上つた、あしたから生活できる、こういうところで残額を支拂う、こんなやうなことにしたいと思つております。

○八田委員 八田正君。まずこの公庫が設立せられるに至りました経過を明らかにしていただくといふ意味合いにおいて、簡単な数字をもつてお答えを願ひたいと思ひますが、戦後における日本の住宅の不足の状況並びにそれが年を追つてどのように緩和されて来たか、その建設の緩和のテンポ等について簡単に答へをいただきます。あわせてこの公庫の実施によりまして、将来この計画の実行によりまして、どれだけ住宅の緩和が実現せられるかといふやうな点について、その見通しを伺いたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 住宅の不足数と申しますのは、毎年度この委員会でも申し上げておりますが、なか／＼つかまへにくい数字でございまして。たれも屋根の下に住んでおりますから、一応不足数はないとも申せます。また人の家に同居しておるといふだけが不足数でありま

百万戸程度でございます。これは一昨年の住宅調査で明らかになつております。しかし同居しておる人が必ずしも住宅を必要としておるというわけでもございません。これが平時においても同居というものはあるパーセンテージあるわけでありまして、そういう関係もございます。またりつばな家に住んでおりましたも、非常に職場と離れておりました、何時間も通勤のためにかかるとか、いろいろな関係がありまして、住宅不足数というものを的確に、科学的につかまえますことは、なかなか困難でございます。さればと申しまして、全然数字なしにはいろいろな政策は立てられませんので、一応建設省としてはいろいろな推定をいたしております。空襲で何戸滅失したか、防空対策として強制疎開、家のとりこわしをやつておりますが、そういうような戸数とか、そういうことによつて減つた数とか、引揚者などで新たに人口がふえた、これに対する住宅の必要数とか、戦時中に家の形はありまして、事実もう使えない程度に腐朽して来ておるといつたようなものを推定いたしまして、終戦直後において四百二十万戸、これらの原因を見ましてこれだけ住宅の不足があつたというふうに一応押えております。その後家がだん／＼建つております。この数字も非常に的確なものではございませんが、届出によります統計をとつておりますが、これが現在までに二百四十万戸建つております。一方火災とか風水害などで家が滅失しておりますが、これが三十五万戸ございます。それから自然の腐朽、これは家の形はあるのでござい

ますが、当然もう住むにたえないといつたようなものの推定が五十万戸ございます。それから海外引揚げのほか人口の自然増加が終戦後特に多いのでございますが、これを一世帯五人なら五人というふうな推定をいたしまして、これに関するものが八十万戸ほど必要である。これらを差引勘定いたしますと、現在大体三百五十万戸ほどの不足がある。この仮定がいろいろと議論のある問題が非常にあるのでありますけれども、一応建設省としましてはなお三百五十万戸程度の不足があるというふうな考へております。それをさらにいろいろな資料によつて、この中でも特にあまり長くはうつちやつておけない、ほんとうの意味の住宅困窮者というものを、たとえば住宅調査によりまして一人当り疊数が一疊半にも満たない相当過密居住になつておるものとか、職場からの相当の遠距離通勤とか、家族が別居生活をしておるとか、そういうふうな三つの三百五十万戸の中でもかなり深刻に困つておるものを推定いたしますと、大体百万世帯くらいになるのであります。その中には自己資金で建設できるという方も相当含まれておりますので、国が資金的に何か援助をして行かなければいけないだらうというものが、七、八十万程度はあるのじやないかというふうな推定をしております。この七十万戸ほどを、計画的に、そう長い期間でなく資金を補助いたしまして建設する必要があるのでございまして、これを大体五年程度と考へて、国庫補助の庶民住宅と、それから資金の融通によりまして建設して行きたい。これは予算な

どが年度計画で、長期の計画にはなつておりませんから、ほんとうの意味の計画にはなりませんけれども、一応建設省のこれから毎年の予算を要求する場合のめどとして、大体その程度のもを考へておるわけでございます。今年度は庶民住宅が二万七千戸程度、それから金融公庫によりまして、八万戸余りありまして、合せて大体十一万戸程度を供給する。これではちよつと五年計画ではこの調子で行きますと実行できないわけでございますが、なるべく五年計画でできるように将来は予算の獲得などに努めたい。あるいは別な面から資金を供給するように考へて行きたい。こういうふうな考へております。

○八百圓委員 この公庫が設立せられるに至りました住宅不足の状況を伺つて参りますと、結果といたしまして相当数の住宅困窮者があるのがあるが、まずそのうち特に最も困窮していると思われる人を締めつけて行つて、これに対する対策を立てたのである、こういうふうな御意向のようにならざるを得ないが、そういう角度からしてこの住宅政策がとられるといたしますれば、その方向は庶民住宅政策としてこの性格を一層強く持つことが当然の方向であらうと思ふのであります。そういうふうな考へてみますと、この住宅金融公庫の全体の法律の立て方は、必ずしもそういう趣旨に沿つておらないように考へられるのであります。なぜもつと、たとえば小規模の住宅を考へて、最も困る人から先に、たとい融資するにいたしたとしても、そういう計画を立てて行くとか、あるいはまた金融の方式をとらないで政府の処置によつて家を建てて、これを貸し付ける、そういうような方法を特に避けられた理由はどういう点にあるのか、まずこの点をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 金融公庫の法案に盛られております庶民性と申しますか、その庶民性の問題になります。その問題につきましてはなるべくいたしまつたつもりでございます。たとえば三十坪を越える家には全然貸付をしないとか、標準価額というものはあまりぜいたくなものではないのでございまして、普通の庶民住宅、それより少しいくらの程度のものでございまして、それより坪当りの単価が二割を越えるものには貸付をしない。標準価額よりも三割も四割も高いものは一応大衆的なものでないと見て貸付をしないとかいうような、法案そのものにもそういう趣旨が盛り込まれております。また実際の運用につきましても、なるべく小住宅低収入階層の方が有利になりまうように金融をいたして行きたいと考へております。それから金融公庫の方は、それにいたしまして全体として非常に困つて低収入階層のものをあまり目標にしていないというふうな御懸念でございますが、これにつきましてはほかの委員からの御尋ねに對しましてはお答えしたのでございまして、これだけが政府の住宅対策としては公営の貸家、国庫補助をする低家賃の貸家というものと、自己の住宅に對する資金の融通、こういうものを合せ

立つようになつて行かないと、ほんとうに貸家の対策というものはできないわけですが、現在の経済事情から見ましてそれは望めませんので、とりあえず公営をやつておりますが、経営という面から申しまして比較的人の住宅、これに対する資金的な援助という方法にかなり負担が多くなつておるような結果になつておるわけでありまして。

○八四〇委員 簡単に尋ねて簡単にお答えをいただきまして、能率を上げて行きたいと思つておりますが、お話によりまして、小さいものの点にめんどろを見るような考慮も拂われておるし、運用の面を通じてもそういうふうにやつて行きたいとお答えでありまして、そういういたしますと、第十九條に掲げられました住宅の規格というものは、まず大きい方の制限をいたしておりますが、小規模なものについての制限はここに加えられておらないのであります。この点につきまして小規模なる住宅についても、その建設について融資の対象とするという考え方であるかどうか。この点も伺つておきたいと思つております。

○伊東(五)政府委員 簡単に答えをいたしますが、小さい方の限度につきましては、法律には規定してありませんが、実際の運用についてはこの法律の精神、健康で文化的な生活を営むに足るものという精神から考えまして、運用につきましては九坪程度を最小限に大体考えたいと思つております。

○八四〇委員 九坪程度を限界にいたしたい。なお健康にして文化的な生活を営むに足る住宅という意味合いに

おいて、さうにいたしたいという御趣旨のようでありまして、私もこれは公庫の実際の運用を行つて行きます場合に、この公庫の基本的な性格というものを十分にこの際明確にしておかなければならぬと思つております。すでに同僚の議員がたび／＼この問題に触れられておるのでありますが、重ねて私はこの点について明らかにする意味合いにおいてお答えをいただきたいと思つております。ただいまの御趣旨によりまして、この法律はすなわち憲法二十五條に規定せられましたところの「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という、この基本的な憲法によつて保障されたところのわれ／＼の生活の権利、そういう考え方に基いて、この金融の方式によつてこの政策が取上げられたと私は考えたのであります。そういうふうな考えでよろしきうございますかどうか。この点はつきりお答えをいただきたいのであります。

○伊東(五)政府委員 ただいまの御指摘の通りと考えております。ただ憲法で保障しております健康で文化的な生活という問題にも、そのとき／＼の一般の経済と申しますか、民度によりまして決定するべきものと思つております。ただいまのところではそういういろいろな点につきまして条件をつけることはむづかしいと思つております。九坪の家で一世帯が住むということは、必ずしも健康で文化的とは言えないのであります。ただいまのところその程度でやむを得ない、こういうふうに考えておる次第であります。

○八四〇委員 一応百五十億という予算が組まれておるのでありますが、これは来年度以降は大体どういうふうな考え方でやるということを立てられておりますか。すなわち来年度以降は回収された分だけでやつて行くというお考えであるか、それともまた新たに資金の別途の道を講ずるというふうなことをお考えになつておられるか、この点もちよつと伺つておきたいと思つております。

○伊東(五)政府委員 回収が、木造の建物でありますと十五箇年で償還いたしますから、十五分の一が返つて来るわけでありまして、これはむしろ新しい貸付にまわすのであります。ただ来年度以降におきましてその程度のことは、われ／＼住宅政策を担当しておる者としていたしましては満足できないのであります。先ほど大休事務当局としての計画を申し上げましたが、あの線によつて新しい増資も考えたいと思つております。

○八四〇委員 次に住宅融資の対象につきまして少しくお尋ねをいたしたいと思つております。さきに住宅組合の点についていろいろお話があつたのであります。御承知のごとく住宅組合は産業組合法を母体として生れたものであります。この産業組合法はすでになくなつて、今日古い住宅組合法だけが残つておるという形になつておるのであります。必しも芳ばしい成績は収めていないようでありまして、しかし一応これを取上げて、融資の対象として考えておられるということにつきましては、もちろん私も賛意

を表するものであります。しかしまた同時に今日産業組合法がなくなつて、そのあとに協同組合という形において、協同組合がもうでき上つておるのであります。そういう趣旨に基きまして、ここに生活協同組合というものができ上つておるのであります。従つて生活協同組合は産業組合法に基いて、さきには住宅の建築をやつた実績等もあつたのであります。この点につきまして、生活協同組合を対象として融資の対象に採用せられるのが、あるいは住宅組合の取扱に準じてこれを取上げて行くというふうなお考えがあるかどうか、こういうふうな点につきましてお尋ねしたいと思つております。申し上げるまでもなく、協同組合は国民の自発的な生活協同組織の発達をはかり、国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的として設立せられたのであります。この生活の安定はすなわち住居の安定にかつておるという考え方のもとに、協同組合は住宅事業の経営を相当大きく取上げられると考へておるのであります。この際住宅組合に対する融資対象の取扱と同じような意味合いにおいて、この生活協同組合も対象にしていただくたいと考へるのであります。そういうふうな点につきまして御見解を承りたいと思つております。

○前田説明員 お答えいたします。住宅組合法は、御指摘のように、その実体的な規定の相当部分を産業組合法に規定に譲つております。しかしながら住宅組合と申しますのは、住宅を自分で欲しい人のみが集まりまして構成いたします組合でありまして、その点生

活協同組合とは多少の違いがございます。生活協同組合も、今お話のように住宅事業は当然できるかと思つておりますが、その組合員の中には住宅を必要としない者も入つておられますので、この公庫の対象としたのは一号、二号とも、ほんとうに自分で住宅が欲しい者に直接貸すという精神を元にしております。もし生活協同組合が住宅事業をおやりくださいますならば、非常についでございまして、その場合にはこの三号に該当するものとしておやりできるかと思つております。但しこの場合には、先ほどお話のございましたように、貸付の条件につきまして、家賃のきめ方あるいは賃借人のきめ方につきまして、一定の基準がございますので、その基準に適合すれば、それは協同組合であらうと、あるいはほかの団体であらうとも、法人格を有しておるならばよろしいと考へております。

○八四〇委員 この住宅金融公庫の問題点は、何と申しまして、融資の対象として取上げたところの相手、ほんとうにこの法律の趣旨に従つたところの住宅の困窮者であり、そしてその保護を受けるべき人であるかどうかというふうな点にかつて行くかどうかと思つております。そういう意味合いにおきましては、この住宅の融資の実際の事務を市中金融機関にまかせるといふやり方をとつたということ、これは、その趣旨を相当よく結果になることを私どもは心配いたしたのであります。この点につきましては、先ほどい

せられるであろうと私は期待してやまないであります。もしそういうふうな方針に従つて金融機関に対して一つの方向を與えられたいとして、これは決して金融機関を拘束する力にはならないだらうと思ふのであります。従来、御承知のように、今日金融機関は、政府のいかなる声明、あるいは大蔵大臣のたび／＼の財政金融の方針等の明示にもかかわらず、そういう方向とは反して、経済探算を中心としたところの金融方式が行われておつて、それがために今日の財政金融の事態を招いておるといふことは、すでに一般の常識となつておる事柄であります。従つてこの金融機関をして、金融機関の責任において貸付業務を行わせるということになりますならば、どう示をやらなければならぬと思ふのであります。そういうふうな点につきまして、すなわち先ほどお示しになつた融資の対象の適格条件とも言ふべきようなものが、もし銀行の個人的判断によつてゆがめられ、あるいは実行せられないというような場合におきましては、そういう金融機関に対してこれを拘束する力があるかどうか、あるいはこれを実行しなかつた場合には、そういう金融機関に対して取扱いを停止するといふような考えも用意せられておるかどうか、こういうような点もこの際伺つておきたいと存するのであります。

○伊東(五)政府委員 先ほど申し上げましたように、金融機関については一応の調査を委託することになつておりますが、これはあくまでも一つの基準

を示しまして、それによつておるかどうかというのを調査するにとどめます。決定権は全然持たせません。これは法律に明らかにしてあります。それからこれを監督する方法でございますが、主務大臣が監督する規定もございますし、また金融機関の役員等につきまして、この契約締結等に違反した場合には、これを処分する規定も置いてございます。また災害の運用におきましては、その委託の契約を取消すといふことも、必要のある場合には考えたいと思つております。

○八百板委員 第二十一條の四項に、一から九まで項目がありますが、一は、貸付を受けた者が六箇月以上賦金、償還をしなかつたとき、二は、租税その他公課を滞納したとき、この場合は貸付金の一時償還を請求することができるという規定のように考えられるのであります。あつた方の使用目的をかねてよその方に使つた場合であるとか、あるいは住宅をその人が使わないで、人に譲渡した場合であるとか、こういうふうな場合においては、その処罰が適用せられるのは当然であります。困つた人に貸すことを趣旨とするところのこの金融方式が、六箇月の滞納であるとか、あるいは租税公課の滞納とか、單にこれだけの理由をもつて一時に請求するといふことは、結局において、最も困る人をさらに困らせるような窮地に追い込むことになるだらうと思ふのであります。こういうふうな点は、こういう方法以外にこれを救済する方法がなかつたのかどうか、この点も伺つておきたいのであります。

○伊東(五)政府委員 これは一号から九号まで、程度の差がいろいろございまして、第一号とか第二号あたりで、失業をしたとかなんとかいう、実際にやむを得ない事情の場合もございまして、いろいろ程度の差があると思ひますので、これは具体的の場合に決定したいと思ひます。それで法案におきまして、一時償還を請求することができるといふ権限だけを置いておきまして、必ず償還を請求するとはなつておらぬのでございます。これは実際の運用において適當にいたしたいと思ひます。ただ償還の確保と、一面貴重な財政資金を使うのでございますから、これをあまりゆるめずと、公庫が非常に財政的な不始末をするといふ懸念もございまして、あまりルーズには考えたくございせんが、場合によりまして、非常な気の毒な場合には、一時償還といひましても、あと少しは割賦で拂つてもらふといふような道もあり得るものと考へておりますので、實際の事情に應じて適切な方法を講じて行きたいと思つております。

○八百板委員 そうしますと、たとへば第一の場合などにつきましては、本人の怠惰により自己の責任に期すべき事由によつて滞納した場合は、当然にその責めを、こういう形において受けることになるだらうと思ふのであります。たとえば病氣であるとか、あるいは失業であるとか、そういうふうな直接自分の責任に期することがむづかしいと考へられるような事情のもとに起つたところの償還金の滞納というふうなものにつきましては、実情に應じて相當の考慮が運用の上に拂われるべきだ、こういうふうに考へてよろしゅうございませうか。

○伊東(五)政府委員 これは實際の運営になります。公庫の貸付を始めます当初の心組としましては、この資金を借りる人は、六箇月以上滞納したというふうな場合には、一時償還の請求を受ける可能性が非常に多いといふようなつもりで、なるべくこの運用につきましては、一応固く考へて行きたいと思ひます。その程度でも、となくこういう点はゆるみがちでございまして、その辺はひとつ政府は良識のある運営をいたしたいと思つておりますので、その点は御信用願ひたいと思ひます。

○八百板委員 次にこの住宅金融公庫が運用せられますならば、当然に公開抽籤等によつて行われますならば、この抽籤に當るといふことは、ある意味において文字通りくじに當つたといふ形になるのであります。そのためにその當つたところの権利が、相當實際の金融を受ける人の負担の金額を越えて値打が出て来るというふうなことも考へられるのであります。従つてここに当然プレミアムがついて転売せられるといつたようなことも想像するにたかたないであります。そういうふうな事態が起るといふことを考へまして、そういうことにつきまして、どういふふうな処置をこの中に考へておられるか、これも伺つておきたいと思ふのであります。

○伊東(五)政府委員 その点につきましては、いろいろと研究いたしまして、刑罰をもつて臨むといふことも一応考へてみたのであります。それは

○伊東(五)政府委員 このプレミアムといふ場合は、これはやみでありまして、ちよつと見た目ではわからないような形で行われるであらうと思ふのであります。實際にはその名義人の標札を掲げておいて、現実にはその家を間借りするとか、同居するといふ形において、いわゆるプレミアムを拂つて取得した、いわゆるやみ取得者が實際上の居住をするといふことも考へられるのであります。それから、そういうような点につきまして、一段の考慮をいたしたいと考へるのであります。

なこの運用をいたして行きます。ためには、單に大臣の任命にかかるところの職員によつて運用せられるばかりでなく、民間の民主的な形における住宅困窮者なり、この方面に明るい人なりを加えて、これを運用の上に參考にし、この法律の精神を十分に生かした運営をやつて行くことが適當だらうと思ふのであります。そういう意味合いにおいて、ここに融資住宅に対する審議会のようなものを設置してはどうかというふうなことを考へるのであります。こういうような点につきまし

きだ、こういうふうに考へてよろしゅうございませうか。

○伊東(五)政府委員 これは實際の運営になります。公庫の貸付を始めます当初の心組としましては、この資金を借りる人は、六箇月以上滞納したというふうな場合には、一時償還の請求を受ける可能性が非常に多いといふようなつもりで、なるべくこの運用につきましては、一応固く考へて行きたいと思ひます。その程度でも、となくこういう点はゆるみがちでございまして、その辺はひとつ政府は良識のある運営をいたしたいと思つておりますので、その点は御信用願ひたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 その点につきましては、いろいろと研究いたしまして、刑罰をもつて臨むといふことも一応考へてみたのであります。それは

○伊東(五)政府委員 このプレミアムといふ場合は、これはやみでありまして、ちよつと見た目ではわからないような形で行われるであらうと思ふのであります。實際にはその名義人の標札を掲げておいて、現実にはその家を間借りするとか、同居するといふ形において、いわゆるプレミアムを拂つて取得した、いわゆるやみ取得者が實際上の居住をするといふことも考へられるのであります。それから、そういうような点につきまして、一段の考慮をいたしたいと考へるのであります。

なこの運用をいたして行きます。ためには、單に大臣の任命にかかるところの職員によつて運用せられるばかりでなく、民間の民主的な形における住宅困窮者なり、この方面に明るい人なりを加えて、これを運用の上に參考にし、この法律の精神を十分に生かした運営をやつて行くことが適當だらうと思ふのであります。そういう意味合いにおいて、ここに融資住宅に対する審議会のようなものを設置してはどうかというふうなことを考へるのであります。こういうような点につきまし

きだ、こういうふうに考へてよろしゅうございませうか。

○伊東(五)政府委員 これは實際の運営になります。公庫の貸付を始めます当初の心組としましては、この資金を借りる人は、六箇月以上滞納したというふうな場合には、一時償還の請求を受ける可能性が非常に多いといふようなつもりで、なるべくこの運用につきましては、一応固く考へて行きたいと思ひます。その程度でも、となくこういう点はゆるみがちでございまして、その辺はひとつ政府は良識のある運営をいたしたいと思つておりますので、その点は御信用願ひたいと思ひます。

ては、立案にあつて考慮を拂われたかどうか承つておきたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 この全般的な方針その他につきましては、かなり根本的な問題は法律に規定されておりますけれども、審議会を特別にこれに付設することは必要なかろうと思つておりますが、ただこの問題は末端の貸付の決定とかいうようなことについて、情実その他不當なことがあるといふことは十分に監視しなければならぬと思ひます。これがために、先ほどもちよつと申し上げましたが、都道府県などに民間の需要者側の入つた協議会を設置いたしまして、これの運用によりまして、ただいまの御懸念のないようにいたしたいと思つております。

○八百板委員 結局においてこれは銀行を通じて貸付けられるのであります。融資の最終の決定権は公庫の持つところとなるだろうと思つてあります。この点につきましては、銀行の貸付事務と、公庫の決定権の間に二元的なものが出て参りまして、若干問題があるのではないかと思つてあります。あるが、とにかくこの運用をいたします上には、とかく煩瑣に流れがちな手続等を通じて、どうしてもたがひたび足を運んだり、いろいろ顧み込んだりして、そういうような無意味な関係を通じて融資が行われるという傾向が、どうしても考えられるのであります。これはいかに公平を期しまして、やはり選考による部分が相当にあるのでありますから、そういうことにならざるを得ないだろうと思つてあります。そういうことになると、当然あるいは公庫に対して、あるいは金融

機関に対して、特に顔のきく人が、いわゆるブローカー的存在となつて、この公庫の運営の上に大きな役割りを果たすことも想像せられるわけでありまして、これを防ぎますためには、どうしても公庫そのものが親切的指導と手続の簡素化を実行いたしまして、一般に周知徹底させて、だれでも簡単に自分の意思を手段を通じて表示できるような十分な指導が必要だろうと思つてあります。そういうふうな点について、どういふ用意とお考えを持つておられるか、この点もこの機会にお尋ねいたしておきたいと思つてあります。

○伊東(五)政府委員 一面におきまして、貸付の決定といふことは、申込者において非常に重大な利害関係がありますから、これは慎重を期さなければならぬ点もありませんが、一面お話のようにならぬ点もありません。この資格要件もあるわけでありまして、この資格要件の調査につきましては、なるべく基準を定めて、本人から申告させて書面の上で審査をして行き、そして疑わしいような、先ほどありましたやみの証材料を要求するとか、現地へ行つて調べてみるとかいふことが必要であります。なるべく簡単な方式で銀行の調査によつて、あまり立ち入つた調査はしない。資産内容等は調べないというやうなことで、なるべく立ち入つた調査をせずに、簡単にしたいと思つております。ただし、工事業費をこまかにやるといふような点については、これは警戒しなければならぬ点でありますので、仕様書とか見積書とかいふものについては、地方公共団体の技術の

職員に委託をしまして、そういう点はある程度の綿密な調査を必要とするかと思つております。しかしこれがために貸付の事務が遅れるようなことのないように、十分注意してやつて行きたいと思つております。

○八百板委員 大体私のお尋ねしたい点はこれで終るのでありますが、百五十億の金は、大体いつから始めて、何月までに貸付を終るといふふうな見当はついておられますかどうか、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 貸付の開始につきましては、この法案を立案すると並行して、大体この線に沿つて具体的な事務を進めておきますので、法案が成立いたしましたら、間もなく具体的な方法を決定して、周知方をはかりたいと思つております。大体五月中には第一回の決定をいたしたいと思つております。そして、その後において建築工事があつて、その建築工事の進捗状況に依つて金を拂ひ出して行くわけでありまして、貸付の決定は年度一ぱいかつたものでは、百五十億の金が来年度に繰越されることになりまして、大体大部分は一・四半期、二・四半期において決定し、三・四半期に多少決定するといふ程度にいたしまして、もう四・四半期は新規の貸付はこの年度の分はやらぬ。これは来年度の分をこの四・四半期には考えたいというくらいに考えておりました。百五十億の資金を全額この年度内に拂ひ出し得るやうに、いろ／＼と四半期別の計画を進めております。

○八百板委員 どうもありがとうございます。

○淺利委員長 それでは月曜日も継続して審議いたしますから、本日は本案に対する質疑はこの程度にとどめます。

次にこの際理事の補欠選任についてお諮りいたします。昨七日、委員宮原幸三郎君、上林市郎君、中崎敏君が本委員を辞任せられ、その補欠として宮崎靖君、佐々木更三君及び前田榮之助君が、同日本委員に選任せられたのであります。上林君は理事でありまして、理事が一名欠員となりましたので、この際補欠選任を行いたいと存じますが、これは先例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり
○淺利委員長 御異議なしと認めます。それでは理事に前田榮之助君を指名いたします。それでは明後月曜日にあらためて開くことにいたしまして、本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時四十七分散会
〔参照〕
建築士法案(田中角榮君外六名提出)に
関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年五月一日印刷

昭和二十五年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所